

アナリスト藤原直哉君、慶應義塾大学経済学部教授吉野直行君及び東京大学法学部教授中里実君、以上三名の方々に御出席をいただいております。この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと思っております。

次に、議事の順序について申し上げます。まず、参考人各位からそれぞれ十五分以内で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願いいたします。また、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

○藤原参考人 皆様、おはようございます。経済アナリストの藤原直哉でございます。本日はお招きいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、経済アナリストという立場から、大きな視点で、財政その他、国家の金融等の運営に關しますお話をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、私の基本的な認識といたしましては、今の経済の状況は、やはり未曾有の経済危機と言つてよろしいと思います。百年に一度という言葉もございしますが、それは、ただ単に不況だということを超えまして、構造的に今までの経済システムが成り立たない部分が出てきたというような意味におきまして、かなり深刻な問題だと私は受けとめております。

レジュメのところは、三点ほど要点を書いてございますが、私は、まず直接的には、金融あるいは貿易が日本の経済を主導する時代は終わったので

はないかなと思っております。どういふことかと申しますと、皆様御案内のとおり、二年前にアメリカでサブプライム危機が発覚いたしまして、株の暴落あるいは金融機関の破綻その他がその後相次いでおります。それと同時に、昨年くらいから、製造業を中心としたものが極めて深刻な需要の不足、すなわち、もう工場が動かない、仕事も余りにも少ないという状況が発生しているわけでありまして。

なぜ金融と輸出産業にかくも重大な変化が起きたのか、ここに今何が起きているのかのすべての答えがあるわけでございますが、皆様御案内のとおり、これは震源地がアメリカでございますけれども、アメリカは約三十年ほど前から実は産業界の衰退というものが目に見えてきておりまして、今経営危機と言われております自動車産業は、もう三十年ぐらいい前から実は経営が大変でございます。そこでアメリカ政府は、基本的には産業の立て直しをある意味ではあきらめたというふうには見ております。産業を立て直すよりも、中国、日本、ヨーロッパから物は輸入すればいいという経済体制にしまして、その分、金融を充実させまして、世界じゅうから資金を集めて国家を回す。だから、輸入大国、金融大国の道を選んだのが三十年前のアメリカだったと思っております。

しかしそうやって、いい仕事がない、産業を衰退させますと、どうしても働いている人が十分な給与を得られませんか。そのため、この三十年間のアメリカ人の言ってみれば庶民の生活というのは、だんだん生活が追い詰められてまいりまして、いつ首になるかわからない、株を買ってもよく下がる。十年ぐらいい前から、もう何かアメリカの庶民たちも本当に困りまして、いわゆる住宅バブルに乗っていったわけでありまして。

アメリカでは住宅の値段が右肩上がりであり続けているというのは余り前例がなかったことだと思いますが、十年ぐらいい前から、とにかく住宅の値段が上がっていった。住宅さえ持っていれば、値上がりするから生活できるという、ある意味で非常

常に悲惨な方程式がアメリカの経済全体に広がっていたかと思っております。しかし、それが限界に達しまして、ついに住宅の値段の下落が始まり、限界的な借り手から破綻が始まったわけでありまして。そうすると、アメリカはこの三十年ぐらいい金をして、国も借金、庶民も借金、企業も借金をして投資をする、消費をするという体制を整えておりましたために、巨大な不良債権が発生したために、もう市場がお金を貸さない、銀行がお金を貸さないという状況になりました。企業も庶民もお金を借りられなくなったわけでありまして。そのために、家と車、経済を支えております二本柱、これは全部ローンで普通買いますが、こういう買

いたしますと、アメリカに物を輸出しております日本、ヨーロッパ、中国など、こういう国にもばったりと注文が入らなくなったわけでございます。したがって、アメリカ人が借金できなくなった途端にアメリカで物が売れなくなって、アメリカに物を輸出している国の産業もとまってしまった。現状を簡単に申し上げます。こんな状況ではないかなと思っております。事の本質を掘り下げてみれば、三十年ぐらいい前からアメリカがとにかく借金を重ねて不均衡の上に巨大な需要を成り立たせていた部分、これが崩壊したわけでありまして、私は、アメリカを中心にとにかく金融を進展させ、輸入大国を続けたいというアメリカの国策は事実上破綻したんじゃないかなというふうに思っております。

金融の問題等も、今回アメリカで金融破綻が起きておりますが、私は、見ていて非常に気がつきますことは、八十年前の世界大恐慌のときアメリカ政府は、もっと果敢に問題の本質追求をやっていたように思います。委員の皆様御案内のとおり、八十年前の世界大恐慌のときにアメリカの上院でペコラ委員会という委員会ができてまして、なぜこんな金融破綻が起きたのかという構造分析と、それからその後の対

処を非常に積極的にスピーディーにやっております。しかし、今のアメリカを見ておると、そういう本格的な金融、経済再建のための制度の見直しについての議論がなかなか進んでおりません。ああいうのを見ておると、随分衰退した

なと私は思っております。随分衰退した。こうなりますと、我々日本といたしましても、アメリカにお金の運用を任せればうまくいくというふうなことはもう通用しないと思っております。さらに、アメリカ型金融システムをそのまま導入してくればうまくいくということはないと思っております。アメリカであれだけシステムの問題が起きたわけでございますから、もう一回我々も考え直さなければならぬ。

さらに、特に貿易、これは非常に重大な問題でございます。委員の皆様御案内のとおり、つい昨年ぐらいいまで我が国は、非常に長期にわたる景気回復を統計上していたわけでございます。しかし、それは輸出産業を中心とした景気回復であったことは否めなかったと思っております。したがって、輸出がとまった途端に、我が国のGDP成長率は先進国の中でも最も大きな落ち込み幅を示しております。世の中を見ておりましても、輸出産業の一部は調子がよくなった、しかし、内需関連、サービス業その他は大変厳しい経済状況であったというのが、この五、六年の状況であったと思っております。

日本経済は、昔から輸出依存体制が強過ぎるから、もっと内需中心の経済にしなければならぬと言いつつ続けられてきたわけでございますが、結果的にこの十年ほどの間、我が国は輸出産業に極めて偏重し、そして金融産業に極めて偏重した国家づくりになってしまうっていったんだと思います。それが今回、このようなアメリカ発の危機に陥りましてこんな状態になったわけでございますから、例えば税収一つとりまして、輸出産業類みの税収では国家が回らないと思っております。金融類みの税収では回らないと思っております。税金を国民の皆さんに払ってもらうためには、まず景気がよく

回らないと思っております。税金を国民の皆さんに払ってもらうためには、まず景気がよく

なつて、お金を稼いでもらわなければならぬわけで、今回はやはり小手先の対策ではどうにもならない。みんなが本当に、国民がお金を稼げる体制に国家として一回システムをつくり直すという限り、これはもとに状況が戻るということはないだろうというふうには私は思っております。

そして、政府というものの行動を考えた場合、私は二点あると思います。政府は、基本的に、当面の対策と抜本的政策という二つがやはり必要だと思ひます。

当面の対策というのは、絶望の回避と私はあえて言いたいと思ひます。

本当に、民間経済人はリスクがあると申すけれども、それにいたしまして、この金融の物すごい混乱、さらには輸出産業の物すごい落ち込みは、多くの人の想像あるいは多くの経営者の実力を越えたものがあります。少なくともことし、来年ぐらゐは何か政府が突っかい棒を入れてつづれるものをとめないと、将来の産業の種火が消えてしまいかねない、それぐらゐの状況でございます。

ですから、二年ぐらゐは突っかい棒を入れて、とりあえず絶望を回避して、その間に、先ほど申しました、もう金融依存、輸出依存の体制が続けられないということであれば、やはり新しい国家ビジョンをつくるしかないだろうというふうに思ひます。

委員の皆様も御案内のとおり、アメリカのオバマ政権は、グリーンインフラストラクチャーというような言葉を使ひまして、新しい社会基盤をつくり直そうというふうなことを言っております。私は、今国民が求めておりますのは、細かい部分の手直しではなくて、大きな、五十年先まで見通せるような国家ビジョンだと思ひます。

民間の企業でもそうなんです、こういう厳しいときに小手先の対策を打っております会社はまづうまくいってありません。やはり大きなビジョンのもとに積極的なリーダーシップを発揮するということが必要でございまして、これはもう、こ

こまで来ますと、経団連のような輸出系を中心とした会社経営者に任せておきまして、なかなか物事ははかどらないと思ひます。あるいは、中小企業の経営者の自助努力だけでも問題ははかどらないと思ひます。やはり国家の指導者が、それはただ一人のだけかという意味ではなくて、政治全体がもう少し、こつちの方向に行くから皆さんついてきてくださいということをはっきり言つてほしいんだと思ひます。

それは海外と同じではないかなと思ひます。例えばアジア諸国は、今回の金融危機、経済危機、日本以上に厳しい状況になっているところもございします。日本なんかまだ余裕がある方でございます。したがって、世界各国からも日本のリーダーシップを皆さん求めているんだと思ひます。

やはり内需主体に、金融ももう少し、投機的な金融、ばくち型金融ではなくて、産業と金融が一体になったような形でこれをつくり直すべきなんだと思ひます。私は、アメリカが三十年ぐらゐ前から経済をゆがめていったということは、逆に言えば、三十年ぐらゐ前までの姿を少し思い起してみると答えは出やすいと思ひます。

例えば、今、貿易赤字が急速にふえております。貿易赤字がふえておるといふことは、今までのように、この三十年間のように、一方的な黒字がたまるということはないということでございます。一方の黒字がたまるということではないということではないと思ひます。日本は金満大国の看板をいよいよおろさなければならぬということでありまして、お金も、下手をすれば赤字になってしまう。黒字と赤字を行つたり来たりで必死になって金を国全体で稼ぐという、三十年前までの我々の先輩が直面していた現実には我々はいや応なく戻らぬと思ひます。

私は、最近の日本を見ておまして、どうも現状認識が甘いような気がいたします。何か、怖い話をあえてしないような感じがいたします。それは、怖い話に遭遇して怖いことに直面しなくても、何となく豊かさがあるからやつていける、そんな

感覚が官にも民にもみんな何かしみ渡つてしまつたような感じがするんです。私は、それは大変危険なことではないかなと思ひます。

今、金融なんかに関しまして、年金の運用、退職金の運用、皆さん、貯蓄から投資へというところで運用しておられます。しかし、もうかつている人というのはほとんど見ることがございせん。やはりこれだけ厳しい世の中で老後の資産がなくなつてしまつたということは大変なことでございます。ですから、これはその損失の責任という話もあるでしょうけれども、しかしそれ以上に、では、これから少子高齢化社会を生き抜く元手はどう確保するか、これはやはりもう一回、国の中で考え直さなければなりません。アメリカ頼みというわけにはもういかないわけでございます。それから、少子高齢化の中で人の数も減つてまいります。

したがって、我々は、過去十年間のことにかよく引き締めに次ぎ引き締めをしてきたこの時代をよく反省いたしまして、市場原理主義ではもうだめなわけでありまして、私は政治家の皆様の方針を変えるとはつきり言つてきただいたいの思ひです。やはり、方針を変えようと政治家の方に言つていただきますと、民間企業も何となく昔のグローバリゼーションだとか市場に任せておけばいいという頭から抜けられないわけでございます。それが民間の実情だと私は思つております。

そして、私は、この二年間ぐらゐの間に新しい金融システムをぜひ政治主導で立て直していただきたいと思ひます。もう民間の金融機関だけでは未来をつくる大規模な投資ができませんと思ひます。私は、こういうときこそ、十年、二十年、三十年のスパンで何十兆、何百兆円という投資を政治主導で行つていただきたいと、我が国の新しい形はできないと思ひます。

要するに、もう貸し渋り、貸しはがしがひどくて、これでは経済は縮小する一方なんです。そこに、これは税金という形ではなくて、私は政策金

融がよろしいと思つておられるわけでございますが、もう一回、こういう方向で国づくりをするからお金を出してくださいますと、預金でも債券でもいいですから集めて、ぜひ大々的な投資をしていただきたいと思ひます。

とにかく、国がこは積極的な投資に動くということをしませんと難しい。それが日本版のいわゆるニューディール政策になるだろうというふうには私は思つておまして、短い時間ではございましたが、私の思つたところを述べさせていただきます次第でございます。

委員の皆様は、御活躍を御祈念申し上げて、お話とかえさせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)
○田中委員長 ありがとうございます。
次に、吉野参考人にお願ひいたします。

○吉野参考人 たいだいま御紹介いただきました吉野直行でございます。私だけたくさん資料を用意いたしましたので、大部でございますが、表を使いながらまず御説明させていただきます。

大きな字で「バブル経済の発生と経済政策の対応」という紙がございます。それを一ページおめくりいただきますと、右の下に二ページと書いてございますが、きょうお話しさせていただきます内容を一から三に掲げさせていただきます。一つは、世界的な金融危機が発生したわけですが、私、今後ともこういう危機というのは発生するんじゃないか、なぜこういうことが発生したかということ、まず最初に申し上げます。それから、一五、一六というところは、民間の資金を用いたケインズ政策というのを、ケインズの時代は国債を発行しながらケインズ政策をするということだったわけですが、PPPTとかさまざまなインフラボンドなどを活用しまして、今中国やインドでは、民間資金を用いていわゆる地方と中央を結ぶ道路や鉄道をつくらう、そういう動きがございます。それに関し

先ほど、アジアの資金がアメリカに流れ、それからアメリカから日本あるいはアジアにたくさん資金が流れると申し上げましたが、九ページは、東京証券取引所の、どういう人たちが売買をしているかというのをフローで見たものであります。

ごらんいただきますと、二〇〇八年の中ごろは、半分以上、六五%ぐらいですね、七〇%近く外国人が取引をしているわけです。つまり、日本の証券市場ですら外国人のシェアが多い。最近ですと五三・八%と下がってきておりまして、これが日本の株価の下落にもつながっているわけでありまして。もう少し日本の国内でうまく回す、それからアジアで回すということが必要ではないかと思えます。

次に、十ページをごらんいただきたいと思えます。

今、特別会計の積立金を取り崩しながら、これからの景気対策にしばらく使っていく、こういうことでございますが、これはやはり、百年に一度の景気の悪化でございますので、ある程度こういう積立金を使うということは必要であると思えます。ただ、もっと重要なことは、長期的には民間の資金をさまざまな政策のために調達していただきたいと思えます。それは最後に申し上げます。

この特別会計の積立金の中では大きいものが三つございますが、一つは年金の積立金。これは大体百五十四兆ぐらいございますが、これは将来のお年寄りのためにとっているわけですから、この積立金を取り崩すことは絶対できないと思えます。それから二番目の外国為替特別会計の積立金。これも、これまでためてきた黒字の資金でありますけれども、これは為替レートが変動したり金利が変動するときに大きく動きます。この外為の大半は、アメリカの国債を買っているというのが現状でございます。さらに最近の円高で、もし時価で評価しますと、残念ながらこの積立金はほとんどないというのが現状でございます。そうしますと、使えるのは三番目の財政投融资の特別会計の積立金ということになります。

財投の場合、なぜこういう積立金を持っているかと申し上げますと、財政投融资が自立採算で自分の中で集めた資金を中小企業あるいは海外のために貸し出す、こういうのが財政投融资のやり方でありまして。そして、一番最後に書いてありますけれども、万一金利の変動があっても、自分のところである程度留保を積んでおいて、絶対に外からは借り入れをするようなことがないようなやり方の規律づけをつけるためにこういう積立金を積んでおります。

ところが、これまで千分の百というのがあったんですが、それを五十まで減らすということになりました。これは、シミュレーションしますと、三千本のうちの大体三本程度がこれですと赤字になる可能性があるということでありまして。

なぜそんな積み立てが必要かと申し上げますと、これまで長期で貸して、それで短期でお金を集めておりましたので、その資金のミスマッチというところがあります。それから、現在は、長期の貸し出した資金がありますので、金利が低いことから収益が上がっているわけですから、ところが、これが逆転しますとこの積立金も赤字になって、だんだん減ってくる、そういう可能性がございます。だから、そういう意味では、現在、この一部を景気対策に使うということは必要だと思えますが、長期的にはやはり千分の五十のあたりまで戻す必要があると思えます。

最後に、こちらの図を使いながら、世界的な金融危機とそれから今後の日本というのを少し御説明させていただきますかと思えます。

資料と書いてございまして、カラーの図がございますが、まず一番下をごらんいただきたいと思えます。下の方に、一ページから、一番最後が五ページと書いてございます。

これは日本の図でございますけれども、赤いところは銀行の貸し出しでございます。日本の一つの問題点は、やはりバブルで銀行の不良債権が大きくなり、それで五百兆円あった銀行の貸し出しが四百兆まで減った、これくらい、百兆円も銀行

の貸し出しが減ったところに、日本の景気回復がおくれたところがございます。アメリカはこれを回避するために、公的資金を非常に短い期間に入れております。ですから、そういう意味ではアメリカ、ヨーロッパは、日本の経験を踏まえ、金融機関、特に銀行の貸し出しが滞らないようにするという短期の政策は今のところ成功していると思えます。

下の図は、地価と株価の変動でございます。時間の関係で、三ページをごらんいただきたいと思えます。

三ページの下の図に、これは中国の上海の株価でございます。これもごらんいただきますと、中国も約三分の一程度まで株価がピークと比べると下がっております。ところが、中国と日本の違いは、三ページの一番下ですけれども、銀行部門は中国は傷んでおりません。日本の場合は、先ほど一ページにありましたように、五百兆円あった貸し出しが四百兆になる、こういうふうには減ってきただけですが、中国の銀行が傷んでいない理由は、一つは、銀行が株式を持っていない。それからもう一つは、地価の下落を中国政府が抑えておりまして、高どまりさせております。そういう二つの理由で、中国の株式の下落は銀行に影響を与えていないということでございます。

最後に、四ページ、五ページでございますが、短期の政策と中長期の政策というのがありと思えます。現在、各国では、短期の政策としまして金融機関の援助というのをしております。

最後の五ページをごらんいただきたいと思えます。これが私がきょう申し上げたい、民間の資金を活用したケイ恩斯政策というのをぜひ今後日本でもどんどん進めていただきたいと思えます。

では、どういふようにやるかということですが、五ページの図がございますが、例えば高速道路だったといたします。そこから料金収入が入ります。例えば、現在ですと、高速道路の建設などはすべて国の資金、財投の資金でやっているわけですが、一番下のように、三〇%程度は税金

あるいは国債のお金で調達いたします。しかし、上の、七〇%は民間の資金を集めます。高速道路から集まってきた料金を民間の投資家に配分する、こういうやり方でありまして。これがいわゆる民間の資金を一部持つてきて、それによつて公的な仕事をするというやり方です。

このいいところは、民間の投資家に配当の率がわかります。そうしますと、効率的な道路であれば、この配当の率が高くなる。そして、効率的な悪い道路であれば、配当の比率が低くなる。さらに、余りにも悪い道路であれば、民間の資金が来ない。こういうように民間から、ある程度公的な仕事に対してもチェックができるということでありまして。

実は、これは中国でお話ししましたところ、中国はこれを使いながら地方と中央の間の鉄道とかあるいは高速道路網をつくらうということを考えております。インドでも始めております。そういう意味では、アジアでこういうことが始まってまいりますので、日本でも、先生方のお知恵を拝借しながら、どういう事業にこういうものができるのかということをご検討いただければと思えます。

ちよつと時間をオーバーしてしまいましたけれども、以上でございます。ありがとうございます。(拍手)

○田中委員長 ありがとうございます。

次に、中里参考人をお願いいたします。○中里参考人 本日は、意見陳述の機会をいただきました。ありがとうございます。そこに簡単なレジュメをお配りいたしましたけれども、その順番でお話をいたします。

ちよつとテクニカルになりますけれども、まず、改正案全体に対する所見でございます。

現下の我が国の経済は、明らかに景気後退局面に入っております。今後、下降局面が長期化、深刻化するおそれ、先ほどのお話にもありましたように指摘されているわけです。こうした危機的な経済状況から脱するためには、もちろん、持

る政策手段を総動員して、景気回復に向けて取り組む必要があることは言うまでもございませ

しかし、他方、少子高齢化やグローバル化といった経済社会の構造変化の中で、我が国の直面するさまざまな課題を解決するために、税制の抜本改革を行うことが緊急の課題であるということも忘れるわけにはまいりません。とりわけ、社会保障の安定財源の確保は、国民の安心を確保するために、決して避けて通ることのできない問題でござ

こうした中、今回、本委員会において審議が行われております平成二十一年度税制改正案においては、私がざっと見ただけでも、過去最大規模の住宅ローン減税や省エネ等に関する投資促進税制など、随分と思いついた政策税制が盛り込まれております。また、これらのほか、外国子会社からの配当を益金不算入とする制度の導入など、これまでの政府税制調査会における議論等を踏まえた税制改正も盛り込まれているわけでございます。

そして、何よりも重要な点として、本年の改正税法の附則におきまして、今後の税制抜本改革に関する道筋が示されている、この点が注目に値するわけですね。これは、一昨年における政府税制調査会の答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」を踏まえたものでございまして、私、これを画期的なものとして高く評価している次第でございます。本年度の税制改革に盛り込まれた種々の政策税制とあわせまして、こうした将来の税制改正のあり方を一体的に示すことは、国庫を預かる政府といたしまして、その責任を示すものではないかと考えております。

この中で、私は、国際課税に関する改正、さらに消費税を含む税制の抜本的な改革について所見を述べたいと思っております。まず、国際課税に関する改正でございますが、今般の法案に盛り込まれております外国子会社に関する外国税額控除制度の見直しについて触れたいと思っております。

進展するグローバル化や事業形態の複雑化、多様化のもとで、クロスボーダーの経済活動に対する課税については、我が国の適切な課税権の確保と経済活動に配慮いたしまして、日本の経済の活性化とのバランスを保つ必要がございます。この観点を踏まえ、本法案におきましては、国際的な二重課税排除の制度について、外国税額控除制度の大枠を維持しつつ、親会社が外国子会社から受ける配当を益金不算入とする制度を導入する改正が盛り込まれました。

配当還流につきましては、一定の分野に用途を制限するといった政策的な観点ではなく、企業間の判断によって配当を戻すタイミングや使途をみずから選べるということ、すなわち、企業の配当政策に対する税制の中立性という観点が重要でございます。また、間接外国税額控除制度につきましても、これは法科大学院等で講義していると頭が痛くなるほど制度が複雑でございますし、また実務的にも書類提出の煩雑さが言われておりますが、この制度が導入された結果として制度を大幅に簡素化できるということで、望ましい改革ではなかったかというふうにも思っております。

次に、消費税を含む税制の抜本的な改革の道筋についてでございますけれども、この法案で最も注目される附則第百四条に規定された消費税を含む税制の抜本的な改革に関し所見を申し述べます。税制の抜本改革の必要性については、私も特別委員として参加しております政府税制調査会において、一昨年、集中的な議論が行われました。ここで指摘されたのは、我が国における経済社会全般にわたる激しい構造変化、すなわち、主要先進国の中で例を見ないほどの速さで急速に進行している少子高齢化と、経済のグローバル化の急速な進展という疑いもできない事実でございます。

少子高齢化は、年金、医療、介護などの社会保障給付の増大を必然的に招いているわけでございますが、これを賄う財源のうち、公費負担につきましては、現在、その約三分の一程度を将来世代

へのツケ回しということで、それに依存している状況です。国、地方の債務残高は、二〇〇九年度では対GDP比一五〇％を超えることが見込まれておりまして、こうした状況が続くならば、社会保障制度の持続可能性に対する国民の不安感、これを惹起するばかりか、国際的にも我が国経済への信頼を損ないかねません。

他方、経済のグローバル化の進展やバブル経済崩壊後の我が国の経済停滞と軌を一にして、都市と地方、大企業と中小企業、あるいは正規雇用と非正規雇用といった、さまざまな側面で格差の問題が指摘されるようになったことも重大な変化でございまして。

こうした問題意識から、政府税制調査会におきまして、一昨年の十一月に税制の抜本改革に関する網羅的な答申を取りまとめまして、政府に対しては、適切な時期にこれを実施していただくよう求めてまいりました。また、昨年十一月の答申においては、さらに一歩進みまして、当時、政府において議論が進められていた中期プログラムにつきまして、政府税制調査会の提言内容が同プログラムに十分に反映されるとともに、その実施時期が明示されるよう強く求めていたところでござい

今回の改正税法附則の内容は、中期プログラムを踏まえまして、抜本改革の実施時期及び基本的な考え方を明示したものであると理解しております。具体的には、消費税を含む税制の抜本的な改革については、経済状況の好転を前提として、税制抜本改革が遅滞なく実施できるよう、必要な法制上の措置を二〇一一年までに講ずることとされておりまして、こうした道筋が法制上明確化されたことは実に大きな進歩ではないかと考える次第でござい

次に、税制抜本改革の基本的な考え方でございますが、今般の附則第百四条の第三項におきまして、消費税を含む税制の抜本的な改革を行うに当たって、具体的にどのような基本的方向性で各税目の改正を行うのかといった具体的な論点が実は

掲げられております。

まず、個人所得課税につきましては、所得再分配機能の回復の観点から、高所得者の税負担の引き上げと、中低所得者世帯の負担の軽減の検討が述べられております。政府税制調査会における議論でも、我が国の所得税は、これまで幾たびかにわたる税制改正によって、勤労意欲や事業意欲を阻害しないようにとの観点から所得税の累進緩和が行われてきた結果、その財源調達機能や所得再分配機能が低下しているとの認識でございまして、私も、社会保障制度とともに所得再分配を担う存在として、所得税の役割を適切に発揮させていくことは重要な課題であると考えている次第でござい

なお、附則で、給付つき税額控除を今後検討することとされている点について一言所見を述べさせていただきます。

いろいろお考えはあるでしょうけれども、この制度は、税金を支払った者に税金をお返しするというのみならず、支払っていない方々についても給付を行うというものでございます。仮にこれを我が国で実施する場合には、特に執行面で相当大きな壁を乗り越える必要があるものと考えます。

端的に言いますと、税務署は、お金持ちについての情報は持っているが、そうでない方に対する情報は余り持っていません。現在所得税を納めていない者も含めて、所得を正確に捕捉する必要があります。適正な給付を行うためには、現在所得税を納めていない者も含めて、我が国において、徴収の大部分を源泉徴収に頼っており、また納税者番号制度も整備されておられません。今般の附則においても、「歳出面も合わせた総合的な取組の中で」ということとされておりまして、少なくとも、少くとも実行可能な制度が仕組まれるよう、今後、幅広い観点からの検討が行われる必要があると考えております。

法人課税につきましては、政府税制調査会の議論においては、経済のグローバル化の進展に伴い、国境を越えた経済活動が活発に行われるように

なつてきている中で、企業の税負担面での国際的なイコールフットイングを図るべきであり、法人課税の国際的な動向に照らすならば、法人実効税率の引き下げが必要であるとの意見が強かったかと記憶しております。

他方で、課税ベースや社会保険料負担を考慮した企業負担を考えてみますと、これは国際的に見て日本は必ずしも高い水準にあるわけではないとの試算も行われました。こうした中で、今後の検討に当たっては、厳しい財政事情も踏まえまして、今般の附則にもあるように、課税ベースの拡大といったものについて検討が行われるべきなのではないかというふうに思うわけです。

消費税については、政府税調におきましても、経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく、世代間の公平の確保に資するといった観点から、税制における社会保障財源の中核を担うにふさわしいとの認識でこれは一致しております。

消費税につきましても、低所得者の負担が相対的に大きいとの指摘があるわけですが、再分配政策を語る上では、一つの税目の負担のみに着目するというのは誤りでございまして、ほかの税目や社会保険料を含む負担全体、さらには社会保障給付等における受益全体をも考慮に入れた議論が行われる必要があると考えます。

仮に、消費税収のすべてを社会保障給付として還元するのであれば、当然のことでございますけれども、社会保障の所得再分配効果が結果として高まるということになります。したがって、社会保障の受益は一般的に低所得者で大きいということがあるわけですから、逆進性の議論についても、受益と負担を通じて考えればさほど重要な問題とはならないという指摘も理論的には可能でございます。

附則におきましては、複数税率の検討についても述べられておりますが、この点に関し、政府税調におきましては、再分配効果や制度の簡素化、中立性、事業者の事務負担、執行コスト等を考慮すれば、極力単一税率が望ましいとの結論でござ

います。また、社会保障の安定財源として一定規模の税収確保が必要となることを考えますと、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得なくなるというふうな心配もあるということに留意する必要があります。

附則では、また、複数税率の検討について、「歳出面も合わせた視点に立って」総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討する」という形で、非常に注意深い規定ぶりとなっておりますが、これはこれまで私が申し上げたような視点を踏まえたものと解しております。

相統税につきましても、所得税と同じく、最高税率の引き下げを含む税率構造の見直しが行われてきたことに加え、基礎控除の水準が引き上げられてきた結果、年間死亡者数のうち相統税の課税が発生する割合が四割程度まで減少するというところで、資産の再分配機能が低下しているという議論が税調では行われました。

こうした状況に加え、相統税をめぐる今日的な課題として、格差の固定化の防止や老後扶養の社会化の進展への対処が挙げられます。つまり、相続を機会に高齢者世代内の資産格差が次世代へ引き継がれる可能性が増してきているのではないかとといった点や、公的な社会保障制度が充実し、老後の扶養を社会的に支えていることを踏まえ、被相続人世代が生涯にわたり社会から受けた給付の一部を相統税という形で社会に還元することを求めることができなかつたといった議論がなされているところでございます。

以上のような点も踏まえ、今後、相統税の税率構造や課税ベースを見直していくことが必要であると思っております。

以上、平成二十一年度改正税法に関する所見を述べてまいりましたが、今般の税制改正には現下の危機的な経済状況に対し政策的な処方せんを示したものが非常に多く含まれておりまして、これ予算とあわせて年度内に法律として成立し施行される必要がどうしてもございます。もたもたし

ている暇はございません。

将来行われる税制改正の検討の基本的方向性をこのように法律の形で具体的に示すというのは、恐らく初めての試みなのではないかと思っております。その意味で、今回示された基本的な方向性は、政府税制調査会が一昨年に示しました答申でありまして「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」と軌を一にするものであつて、この答申の取りまとめに参加した一員として、ぜひ今後こうした方向性で議論が先生方により熱心に進められることを強く希望するものでございます。

○田中委員長 ありがとうございます。(拍手)
以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○田中委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稲田朋美君。

○稲田委員 自由民主党の稲田朋美でございます。財務金融委員会での初めての質問が三先生に対する参考人質疑であることを光栄に思っております。大変有益なお話をありがとうございます。藤原先生には、小手先の政策ではなくて大きな国家ビジョンを語るべきだと言われました。大変共鳴を覚えました。また、吉野先生には、民間の資金を活用すべきだという非常に画期的な提言をいただきました。また、中里先生からは、消費税の議論など有益なお話を伺いました。

私は、まず、この委員会でも大変議論になっております消費税の問題について、中里先生にお伺いをいたしましたと思っております。

当委員会でも、今、百年に一度と言われる経済危機において思い切った景気対策をしなければならぬ、そのときになぜ附則で消費税の増税のことについて書くのだ、これはまるでアクセルとブレイキを同時に踏むものではないか、そういった批判もあつたわけでありまして。しかしながら、私

は、やはり責任ある立場としては、景気回復の後には財源の手当てというものは、伸び行く社会保障費の中で必要ではないかと前向きに考えております。

特に、社会保障の経費が、税負担分と保険料負担分を合計いたしますと毎年毎年約二兆円の伸びがございまして。これに対して、例えば行革ですとか無駄を排除すべきであるという議論がありまして、地元に戻りまして、国民の皆さん方の、地元の方々の意見を伺いますと、消費税を増税する前にまずやるべきことがあるんじゃないか、無駄を排除すべきではないか、もつと改革を進めるべきではないかという御指摘があるんです。

しかし、冷静に考えますと、毎年毎年二兆円の伸びの社会保障経費、そしてそれを賄うために二兆円ずつ無駄を排除していくとしますと、ことしは二兆円、来年は四兆円、その次の年は六兆円と膨大な無駄の削減が必要になると思うんですけれども、こういった点について、中里先生はどのようにお考えでしょうか。

○中里参考人 稲田先生のように国家の将来を憂えて選挙民に必ずしも受けがいいとも思えないこととおっしゃるということは、非常に志の高い話ではないかというふう我感到いたしております。アクセルとブレイキとおっしゃいましたけれども、人間の体も、交感神経と副交感神経で、一方に偏らないように両方使つてバランスをとつていくということ、これは常に必要でございます。景気対策、これも必要です。しかし、社会保障財源の充実、これも必要でございます。そこに、こ

うすればみんながハッピー、景気がよくなつて笑いがとまらないというような打ち出の小づちは残念ながら存在しない。苦しい中を何とか狭いすき間をすり抜けていく、その中に多少の負担の問題というのもの入つてござるを得ないわけですね。こういう状況の中で、バラ色の未来だけを語るというわけにはいかなんだろうと思つております。

そうやって狭いすき間をうまく通り抜けていけば、日本人は、黒船がやってきたときも、関東大

震災があったときも、それからB29の爆撃にさらされたときも、そういうすべての場合に何とかこれをすり抜けてきたということがあるわけですから、自信を持っていけば何とかなるんじゃないかというふうには思っています。

過度に悲観的にならず、過度にバラ色の夢もばらまかず、中庸でいくということなんじゃないかというふうには思っています。

○稲田委員 ありがとうございます。

さらに中里先生にお伺いをいたしますが、少子高齢化社会、世界一の水準とスピードで高齢者は年々ふえております。また一方で、勤労世代が年々減っております。社会保障経費の多くの部分が高齢者にかかっているということを考えますと、そういう減り行く所得課税、所得税取とか法人税取で賄うには、勤労世代一人当たりの所得課税負担率がどんどん高くなっていくのではないかと思っております。

こういった点から、消費税についてどのようにお考えでしょうか。

○中里参考人 意見の非常に対立する問題でございまして、これだけが唯一正しいというようになことを申し上げることはできないわけでございますけれども、常識的に考えまして、政府は財源の手当てなくお金をばらまくということはできないわけです。それもしやりたいのであれば、日本が基軸通貨国になって借金の証文と円をやたら印刷して外国にばらまくという方式もないわけではございませんし、そういう国家が今後出てくるかどうかとも非常に悩まなければなりません。

そうしますと、消費税については、かつて大平総理がなさったように、国民に理解を求めていくという方向をとらざるを得ないのではないかとはいふに思っています。

この問題をしくじりますと、赤字だけがどんどんたまっていく。どんどん借金ができるのであればいいんですが、私、金融取引の課税を専門としておりますが、どんどん借金はできないのであ

りまして、いつか国債が暴落する、借金ができなくなるとか来るわけではございません、そうならないためにも、要するに日本が国家破産に陥らないためにも、一定程度の財政規律を保っていくということが必要だろうというふうには思っております。

○稲田委員 それから、先ほど先生のお話の中で、所得税についても改革を考えるべきだということをお話があったんですが、今よりもやや累進課税を強くする、そういう考えについてはどのようにお考えでしょうか。

○中里参考人 地方税、国税合わせた最高税率が五〇%を超えるというのは、それは極力避けた方がいいことなんだろうと思います。ただ臨時的に、この不景気を脱するための財源措置として、そういうことも場合によってはあり得るかもしれません。

一番大切なのは、高所得者についてだけ税率を上げても税率はさほど上がらないという点でございまして、みんなから千円ずつでも一万円ずつでもよろしいんですけれども、ほんのちよつとずつ集めることによって、多くの人に広く薄く負担していただくことによって、必要な税収も確保できる。それ以外に方法はないわけではございません、天からお金が国に降ってくるわけではございませんので、所得税も聖域化しないで一つの議論の対象に加え、消費税とのバランスを考えていくということだと思います。

普通の私の理屈からいうと五〇%を超えるのはちよつとと思うんですけれども、しかし、臨時的な措置としてはいろいろのことを考えないと、国民の納税を得られないということではございません。

○稲田委員 広く薄くということ、私も同感です。それによつて中低所得者に対して有利だから、消費税を上げるということも必ずしも中低所得者に対して逆進性ばかりではないんだということ、もつともつとアピールすべきではないかなということを感じているんですけれども、そういう点をもう少し詳しくお話しいただけないでしょうか。

○中里参考人 高齢者とか非正規雇用に従事して

かな高齢者に負担をしてもらいやすいという意味から、世代間の公平も図れるのではないかと思っておりますし、また、所得税と違って、執行方法も非常に公平感があるのかなというところも思っておりますが、そういう点からはどのようにお考えでしょうか。

○中里参考人 ヨロッパ流の厚い福祉というのを前提とする国家運営を考えるのであれば、消費税の税率五%というのはあり得ない水準ということになります。所得税で集められる税収、相当今集めていまして、それよりは消費税の方がいろいろの意味で不公平性が少ないということもそのとおりでございます。

しかし、この国会の中でそれに反対する先生方が非常に多くいらっしゃいますので、これは先生方が御判断なさる話でございまして、消費税の税率を上げる苦渋の選択を国会が、すぐとは申しませんが、近い将来でできるかできないか、これが志の問題でございまして、それができないならば日本国の将来は相当苦しい、厳しいことになるとはならないか。バラ色の未来を根拠なく語るということに関しては、非常な抵抗感を持つものでございまして。

○稲田委員 ただ、この委員会の中でも非常に議論になってきたのが、中低所得者に対して逆進性などではないかという議論です。それに対して、この間与謝野大臣は、社会保障費を充実させればその逆進性が反対になるのではないかということもおっしゃいました。

先ほど中里先生もそういう点をおっしゃったんですけれども、セーフティネットを強化することによつて中低所得者に対して有利だから、消費税を上げるということも必ずしも中低所得者に対して逆進性ばかりではないんだということ、もつともつとアピールすべきではないかなということを感じているんですけれども、そういう点をもう少し詳しくお話しいただけないでしょうか。

○中里参考人 高齢者とか非正規雇用に従事して

いる若い人たちのことを考えますと、なかなか理屈だけで世の中のことをあれこれ提言するというのは厳しいものもあるわけですが、逆進性云々というのを局部的にとらえるというのは、これは間違っているだろうというふうには思っています。この税目だけ考えて逆進的だとか、そういう話ではございまして、税制トータルでどうなっているかということも考えなければなりませんし、また税制だけじゃなくて、社会保障負担も考えてどうなっているのかということも考えなければなりませんし、さらには受益も考えてどうなっているかということも考えるということでございます。

そのトータルで考えますと、逆進性の問題というのはかなりの部分解決できるのではないかと、その程度のノウハウは我々も理論的にも持っておりますし、それからいろいろな専門家がそれをするやり方というのは心得ているんじゃないかというふうには思っておりますので、先生のおっしゃるとおりだと思います。

○稲田委員 ただ、先生が先ほどお話しになった中で、唯一複数税率については消極的な御意見なのかと伺ったんですけれども、私は、食料自給率を上げたりそれから日本の食文化を守るという点から、例えばお米に関してだけ消費税率を下げたいということも、ちよつと先生のお話の中で一点だけ指摘をしたいと思っております。

次に、吉野先生に、景気対策の財源について伺いをいたしたいと思います。

先ほど民間資金の活用という非常に画期的なお話もあって、そのことを私も大変もつともつと聞きたいなと思つたんですが、今回、この法案に関連をいたしましたのは、財政投融资特別会計の積立金を取り崩すという点について、先生先ほど少しお話がありましたけれども、私は、こういふたいわゆる埋蔵金の取り崩しというのは、毎年毎年できるものでもないし、緊急避難的に行うべきものではないかな、そしてまた、今の段階でこの埋蔵金を取り崩してしまうことが、やはり将来世代に

ツケを回すことにもなるし、借金返済に本来なら回すべきものではないかと思つておられるんですけども、この点について先生のお考えを伺いたいと思つています。

○吉野参事 今御指摘のございましたように、これだけ財政が大変な状況でございます。

まず一つは、国債にうんと頼ることがなげないかということをおしよと申し上げますと、日本の国債の大半は民間の金融機関が保有してあります。外国人とか個人の保有というのは数%ずつにすぎません。そういう意味では、国債がこれからはますます発行されますと、銀行あるいは保険会社がそれを持ちますから、貸し出しが減るといふことになりません。

先ほど、民間の企業に対する資金が随分細つてきたと申し上げましたけれども、現在、なぜこれだけの大量国債が非常にうまく消化できたかといふと、それは貸し出しがなかなか需要がなく、その分金融機関は国債を持っていたので、ちょうどこれが保つたというのがぎりぎりだと思つています。

民間の金融機関の方にお聞きしますと、もう今、国債をたらふく食べたという感じである、これ以上国債が来るとすると、国債の金利を上げてもらわないと買えないと言つておられます。ですから、ほかの金融資産よりも高い金利にして国債を売る。そうしますと、今度は国債の、国家の財政の金利負担がふえることになりまして、だから、そういう意味では、なるべく国債に依存しない形で何とか急場をしのがなくてはならないと思つています。

それで、この積立金の千分の百というのを千分の五十まで引き下げ、さらにそれを一時的に引き下げるということですが、では、財政投融資の特会がなぜこういう準備金を持つておられるかといふと、これは別に眠つておられるお金のやうなものです。実は、この準備金の部分は中小企業なんかの貸し出しに回つておられるんです。だから、負債の側としては準備金と書いてありますけれども、

資産の側では中小企業なんかは回つておられますから、別にそこにたまつておられるお金ではありません。それ、それは御認識いただきたいと思つています。

それから、では、今余分があるからこれを少し取り崩しましようということですが、これも、今ちょうど運がいいのは、長期で貸したお金も少し高い金利で残つておられます。短期の金利は非常に低い金利ですから、その部分のさやがありますので、少し準備金を抑えても、今のところは大丈夫です。しかし、これが今度逆に金利が上がつてきますと、長期の金利は変わりますから、逆転することがあります。そうしますと、この準備金が、余り下げますと赤字になつてしまふ。

では、赤字になつたときどういふことが困るかといふと、財政投融資というのは特別会計で、その中で全部自分でやつていこうという会計ですから、ある程度バッファを持ってながら、金利の変動あるいは期間のミスマッチというのがあるにまつて、それに対応するといふ制度です。ですから、今はもうこれだけの危機ですから仕方ない、だからその部分を少し下げましようといふことはいいことだと思つても、長期的には千分の五十程度、ある程度まで確保しないといふことだと思つています。

それより、私がさつき申し上げました、これからのいろいろな政策をしていただく場合には、国のどこかにお金というばかりじゃなくて、何とか民間の資金を持つてきて、それを合わせた形でできないだろうか。まさに中国やインドは、彼らは税金はそんなにないわけですが、ところが、田舎といふか地方が全然都会と結ばれていない。彼らの経済成長のためには、鉄道、インフラをもつてこさしたい。そのためには民間資金をもつてこさよう。その民間資金も、国内の民間資金ばかりじゃなくて、日本人の貯蓄とか海外からの資金も持つてきて頑張らう、そういうことですから、うまい形で日本の地方に対しても民間の資金を一部持つてきて、そこで活力をつけた形がいい事業をしていくということをお考えいただきたいと思つています。

○稲田委員 ありがとうございます。何か非常に元氣の出るお話だつたと思つています。

ただ、今、その積立金の取り崩しに引き続いて最近議論をされていることに、例えば政府紙幣を刷るとか、また無利子国債の発行をしたらどうかという議論が活発に行われております。私は、まるで空気が札束を生み出すやうな、そんなうまい話があるのかというやうな気持ちでその議論を聞いてはいるんですけども、国民の皆さん方にも非常にアピールをされている議論でもあります。この政府紙幣とかそれから無利子国債を発行するといふ考えについて、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○吉野参事 景気対策といふか、結局、政府の財政といふのはどこから主に入つてくるかといふら、やはり税金で入つてきて、それを支出するわけですから、どこから打ち出の小づちでお金が出てくるというわけではない。それで、税金で足りない部分を国債を発行しながらのいふことになつておられます。

国債は、現状では税金が少ない中で国債が発行できますが、アメリカ人の考え方は、国債で頼つておられるといふことは将来世代に負担を残しているんだ、こういう意識が強いと思つています。そういう中で日本では、では国債で、ゼロ金利の国債を発行したらいではないかといふことですが、もしそれを民間金融機関が今のやうに買うとしますと、ゼロで買うことになりまして、ということでは、預金金利はゼロにしないと、金融機関は買えません。ですから、ゼロ金利の国債といふのは、例えば特定の目的でやるというのであればいいですけども、一般に販売したとしても、普通の方は買わないといふやうに思つています。

それから、政府紙幣の発行ですけども、これはやはり、余り間違えますと、紙幣を乱発して、結局はインフレを起してしまうといふことになりまして、我々が考えなくちゃいけないことは、財政を最終的にはバランスさせて歳出と歳入を合

わせていくということをおしよと、一時しのぎで何かやろうということになりますと、後で必ずそのツケは回つてくるというやうに思つています。

○稲田委員 時間が参りましたので、どうもありがとうございました。

○田中委員長 次に、古本伸一郎君。

○古本委員 おはようございます。民主党の古本伸一郎と申します。

きょうは、参事の方の皆様、委員会にお越しをいただきまして、ありがとうございます。まず最初に、お三方、学者でいらつしやる前に、おうちに帰れば、それぞれ一消費者でいらつしやると思つています。先ほど来、消費税の話が随分出ておりましたが、いわば税金を上げるというところは、消費税に限らず、所得税でもいかなる税でもそうだと思いますが、お父さん、もうちよつと残業して頑張つて稼いできてよと言われているやうなものだと思つておられます。他方、家に随分へそくりがあれば、そのへそくりがますますあるやうな気が、こつと思つておられます。

今、我が国のお財布の状況を家計になぞらえて少し全体を鳥瞰していただいて、今、さらにアルバイトに行つてこいよと言われて、行つてきますといふ気になれる状況かどうか、つまりは、消費税の増税をただいま議論できる状況かどうかといふことについて、それぞれお願ひいたします。

○藤原参事 お答え申し上げます。

私は、今の段階で消費税率の引き上げを政府が言うことは非常に不見識であると思つておられます。税金は、国民が所得を得ればちゃんと払います。それほど日本人は納税意識が低いと思つています。払えないわけでありまして、年金も払えない、健康保険料も払えない、果ては給料も払えない。そういう状況で、どうやたらお金ももたつて生活が安定するのかわからない前に、いただきますと、国家のリーダーシップとしては甚だ不見識なことだと思つておられます。

私は、もつと積極的な話をしていただきたいと思つてます。ただ単に無駄を省くだけではなく、どうやったらみんな財布に金が入ってくるか、その算段を政治にしたいだきまして、お金がもつたから、いただくものはいただくというお話をしたいだきたい、かように思つている次第でございます。

○吉野参考人 私は、やはり長期的には、財政というのはバランスさせないといけないと思つてます。

ヨーロッパでユーロができるときに、イタリアは非常に赤字だったわけです。そのときに、残高で六〇%以上、マストリヒトの取り決めがありますけれども、それでイタリアは、こんなことで我々はEUの中に入れない、そういう形で、やはり長期的に財政をバランスさせていこう、そういう努力があつたと思つてます。そういう意味では、私は、日本においても、将来の子供たちあるいは孫に負担を残さないということはぜひ必要なことだと思つてます。

ただ短期的に、こういう非常に、百年に一度とかいう危機のときに税金をすぐ上げていいかどうかというの、私は、こういうときはやはりしっかりととした景気対策をすることがまず重要だと思つてます。

それから、やはり先ほど申し上げましたが、では、景気対策も全部国債でやるのかということではなく、できるところはPPPという民間の資金を用いながらやっていくことがぜひ必要だということに思つてます。

○中里参考人 これは難しいですね。今の経済状況で税金を上げるというのは非常に難しいと思つてます。

ただ、国会の改正案の方で、将来的にそれを考えなきゃいけないという警笛を鳴らした、このことに非常に大きな意味があるのではないかとこのように思つてます。

具体的にどの時期にだけだということに関しては、今後こちらで先生方が御議論なさつてお決

めになる話だと思つてますが、いずれにせよ、国債をふやし続けられれば国債価格が暴落する、金利が異常に上がるということでございます。その時期がおわかりになるのであればその時期までになさればよろしいのでしようけれども、そうならないための予防措置というのを常に考えておくという意味で、消費税等に関して考えておくということは、国民にとつても非常に意味のある話ではないかと。

経済が破綻してしまえば、国家が破産してしまえば、税金がゼロになつたところで意味はないのであるということでございます。

○古本委員 先日、与謝野大臣が、中川前大臣の時代からも継続して御説明されておりますけれども、実は今回の定額給付金は一種の給付つき税額控除である、こういう御説明をなさつておられるんですね。これは参考人からお話があつたように、納税をなさつておられない課税点以下の方についても何がしかの給付をするという意味では、給付つき税額控除の一つの理念だと思つておられるけれども、そのことを少し前倒ししているんだというようなお話がありました。与謝野先生方からその御主張はあるようございまして。

少し疑問に思つておられるのは、政府税調の特別委員でもいらつしやる中里先生におかれましては、所得の再分配機能が少し低下しているのではないかと、少し税がフラット化し過ぎたんじゃないか、累進性が少し緩み過ぎたんじゃないか、こういうお話もあつたわけですが、給付つき税額控除というのは元来、所得の再分配機能をなす役割があるものであれば、今回の定額給付金というのは、実は所得の再分配機能には当たらないんですね。なぜならば、財源は財投特会の切り崩しでありまして、再分配にはならないと思つておられることについて、まずは中里さんにお伺いしたいと思つてます。

○中里参考人 一回ばつぱり非常事態に配るといふのと、毎年税制の中に組み込んで配るといふのは、本質的な差があるのではないかとこのように思つておられます。

に思つております。

給付つき税額控除の難しさというのは、納税者個々人の情報がないと適正な給付の額を決められないという点にあるわけで、今回配る二兆円云々という話は、全員にということ、民主党の先生方は御辞退なさるようですが、全員にということでございますから、これはこれで、執行のやり方としては難しい点もあるんですが、給付つき税額控除よりはやりやすいということですね。その点は御理解いただきたいと思つてます。

○古本委員 これ最後になりますけれども、給付つき税額控除というのは、所得の再分配機能の見直しに資するものかどうなのかだけ聞いております。

○中里参考人 私自身が給付つき税額控除に余り賛成ではないものですから、何とも言えないんですけれども。

ただ再分配機能が、今フラット化が進み過ぎて、その対策として一つに給付つき税額控除というのがあるんじゃないかならうかということ、税調としてそういう見解が出たということであつたということで、先生のお立場をフォローさせておいていただきたいと思つてます。

少し観点を交えて、冒頭藤原参考人がおっしゃつたかと思つてますが、内需へのシフトが大事である。

これはお三方にお尋ねしてまいりたいと思つてますが、実は我が国は、男の人も女の人もやがて最後は土に返っていくときに、棺おけに持つていけないお金というのが、金融資産全部ならまして約三千四百万円ぐらいあるらしいんですね。これは欧米と比べると突出しております。ということは、いわゆる預貯金も含めた日本じゅうのストック全部かき集めると、個人部門、家計部門で一千四百兆円あると言われておりますね、皆様の方がお詳しいと思つてますが、そうしますと、この一千四百兆円の約六割から七割、どうやって計算するかによつて若干ぶれると思つてますが、大方

は、六割から七割は高齢者の方、六十五歳以上の方が持つておられると言われているんです。

ということ、税は社会をつくる力があるというふうには私は承知いたしております。民間のいろいろな活力を呼び出し、あるいはそのお金のみんな内需を拡大したり、そういう御提案を各参考人から示唆をいただいたと受けとめましたので、この一千四百兆円をどうやってフォローさすかという意味において具体的なアイデアがあれば、税制という意味で、当委員会は歳入委員会でありまして、どういう税制をつくっていくべき、ざぱり言えば、お年寄りが安心して、蓄えているものをフォローさせていただけようになるのかということについて、ぜひ御教示を願いたいと思つてます。

○藤原参考人 お答えいたします。

基本的に、高齢者の方々、この十数年のゼロ金利あるいは低金利で資産収入も減つておられますところへもつてきて、息子さん方、お仕事されている方々も、お仕事がうまくいかないということとで家に戻つてきたりしてございまして、大変な目に遭つておられるわけでございます。

私は、これは必ずしも税制だけで解決できる問題ではないと思つてますが、まずお年寄りのことではないとすれば、昔のマル優制度ではございませぬけれども、ほんのわずかな金利からさらにまた税金を取るといふのは、心情的にもなかなか難しいものがあると思つて、やはり社会保障のことを含めまして、お金を持つておられる方はいらっしゃいますけれども、さまざまな社会保障サービスなんかをもう少し、政治あるいは公の機関が負担するようなことをして、お年寄りがもう少し安心感を持てれば、お金を持つておられる方もお金を使い始めるんじゃないかな、そんな感じがしております。そういうお年寄りの消費意欲、投資意欲をかき立てるための税制が必要と思つてます。

あるいは、ベンチャーキャピタルに対する税制なんかは必要なんだと思つてます。お仕事を御引退される方はこれからふえてまいります。そうしますと、現役の世代に何かやつてほしい、元

手はある、頑張つてほしい、こういう意欲を持つた高齢者の方もいらっしゃるのです、そういう方が例えば投資等を支援するときの税制なんかも十分にさせていただくということが大事じゃないかな、私はかように思っている次第でございます。

○吉野参考人 先ほど、千四百兆円、家計の金融資産があるということなんです。そのとおりなんですけれども、実は、国債残高が六百兆ちよつとで地方債が二百兆ちよつと、それからそのほか住宅ローンを抱えている方も、全部足しますと九百五十兆ちよつと、これくらい負債があるわけですから、実は千四百兆あるように見えるんですけれども、それを差し引けば、ネットというのはやはり日本は少ないんです。

ですから、ああいう指標だけ見て、ほかの国と比べるとすくなくあるじゃないかというのは、ちよつと我々をつくった方がいいのではないかとというのが第一点でございます。

では、ネットではなくグロスであるその千四百兆円をどうやって地方のために活用したらいいだろうかということですが、アメリカでは、地域のレベニューボンド、収入債というのがございまして、これは少し免税になっております。地域のいろいろな事業をするのに、いろいろな方々がそこに投資をするという形で、まさに民間の資金を持つてくる。レベニューボンドですと、この事業は収益率が高いというのがその金利からわかるようになるわけです。そうすると、この地方は随分いい事業をやっているじゃないか、それと比べてこちらは、同じような事業なのに何で金利が低いんだということ、マーケットの人から事業の評価ができるようになります。

そういう意味では、さまざまないい事業を各地方で考えていただいで、そこに民間の資金を持つてくる。最初はそこを少し優遇税制みたいにして、だんだんになれてくればそれを普通の税制にするということが一つあると思います。

それから二番目は、地域で、いろいろなお金で、少しリスクのある自分の地元の中小企業などにお

金を回せないかということなんです。

現在、郵便局や銀行を通じて投資信託の販売というのが可能になりました。それであれば、それぞれの地方で、自分の地元の中小企業のベンチャーファンドというようなものをつくりまして、それを地方の金融機関あるいは郵便局を通じて販売するというのも可能ではないかと思ひます。

そういう意味では、地方でさまざまな金融的手法を用いることによって自分の地方の中に資金が流れる、こういう方策もぜひ必要だと思ひます。○中里参考人 安心感が得られないから、お金を多額に抱えなければ心配でしょうがないという、日本は貧しい中からここまで豊かになりまして、特に高齢の方々は、その貧しい時代を荒波をくぐつてこまで来られた方々ですから、将来に対していろいろな不安を抱かれるというのは、もうこれは当然のことだと思ひます。

要は、若い人もそうなんですけれども、高齢の方々の抱いていらっしゃる不安感というもの、をなくして安心感を醸成するという措置をとれば、少し財布のひもは緩むし、それが内需につながるのではないかと思ひます。

矛盾するようですが、安心感を醸成するために財政がしつかりしなければいけない。そのために、これは苦渋の選択ではありますけれども、どの程度の負担を国民にお願いするか、それを何に使うかということに関して先生方が各納税者に御説明なさる、その努力が今随分なされてきていると思ひますので、そう悪い結果にはならないだろう、意見の対立はあると思ひますが、結果としては、そうひどいことにはならないんじゃないかというふうにも思ひます。

○古本委員 去年の今ごろは、実は暫定税率をどうするかということで、随分委員会でも御議論がありました。このたび、政府提出の案によりまして、暫定税率を残したままで一般財源化するということなんです。

先日、与謝野大臣におかれましては、自由民主党の中で、受益と負担という考え方はもう決別

したんだという御説明がこの場でございました。はてと。たしか、受益と負担の関係があるからこの暫定税率というのは維持させてほしいんだというふうな旗印をどんと立てて、与野の先生方はずつと暫定税率を維持してこられたような気がしております。私の記憶が正しければ、そうだったと思ひます。

その意味では、かつての道路建設目的であった自動車関係諸税というのが一般財源化をされたにもかかわらず、道路建設目的を専らとするこの暫定税率が残っている状態で、さらに不足いたしますれば、地方ほど車を持っておられる、きょう格差の話もございましたが、台数、世帯当たり担税額という意味では、都会の人より地方の人ほど御負担になります。等々を考えますと、果たして受益と負担と決別できる税目であるかどうか。この点について、それぞれお三方にお伺ひしたいと思ひます。

○藤原参考人 答え申し上げます。実は、私も、長野県が一番南にももう一つ支社を持つておりまして、そこは南アルプスのふもとで、本道に道が細くて狭いところでございます。ですから、住んでおられる方々が、何とかあのトンネルがあげばというの、それは悲願であります。ですから、そのお気持ちもよくわかります。しかし、日本全体を見たときに、もつとほかに使つてもいいお金は結構たくさんあるような感じがするの、でございます。

実は、道路特定財源の暫定税率だけではないと思ひまして、私は、この際、政府の帳簿をもう一回全部改めていただきまして、金が余つてるところ、足りないところ、社会保障を含めて全部一度明らかにしていただきたいと思ひます。そうしまして、余つた金は足りないところに回す、当然のことでございます。

ですから、ただ単なるどこかの一部の利権の話ではなくて、私は、道路特定財源の暫定税率のことも含めて、国民の思っているところは、本当にお金が余っているのかないのかわからないとい

う不信心なんだらうと思ひます。ねんきん特別使も、結局私のところには来ませんでした。家内のところは間違つておりました。こういうことが積み重なつておきますと、例えば税源の問題等を国会で御議論なされまして、我々国民等も思ひます、本当に、金が余つていないのかないんだか、どこにあるんだかないんだか、さっぱりわからない。

私は、道路特定財源の暫定税率の受益負担のことも含めまして、もう一回お金の使い方を徹底的に見直す以外に抜本的な手はないと思ひますので、その前提といたしまして、ぜひ、財政、社会保障、帳簿の徹底開示をお求めしたいと思ひます。その上で、議論ではないかというふうにも思ひます。

○吉野参考人 日本の場合にはある程度、中央のお金を地方交付税とか国庫支出金という形で地方に回しながらバランスをとつてきたということだと思ひます。それはやはり、税収が多く、成長している時期には非常に成り立つ制度だと思ひます。しかし、それが、これからだんだん高齢化して税収が伸びなくなるところでは、少しそれを考え直すさなくちゃいけないと思ひます。

その場合には、二つのレベルのさまざまな公共の政策というのがあり、一つはナショナルミニマムレベル。例えば、小学校、中学校の教育とか最低限のところ、これは、私はバランスよくやるべきだと思ひます。しかし、それ以上のところは、やはり受益と負担というものを、はつきりさせながらやる、あるいは、先ほど申し上げましたインフラボンドのような形で民間から資金を持つてくる。現在は、すべてがごちゃ混ぜになりながら、あるときには公平を議論し、あるときには効率を議論するということだと思ひます。

特にスウェーデンでは、しつかりと、どこまでがナショナルミニマムなんだ、そこは必ずみんなで見よう、しかしそれ以上の水準については、自分で独自の財源を持つてきてやろうと。そういう

やり方で、ぜひ先生方にも、ここまでは絶対必要だということのレベルをなるべく最低限にしたいだいて、そこで決めていただくということが今後必要だと思います。

○中里参考人 格差の問題は、道路関係諸税、地方に負担がということはそのとおりだと思えます。他方、相続税の負担はほとんど都会にきている、これも事実でございまして、だから、特定の税目を取り上げてどこまで格差と言うかというのは、これは全体をならしてみませんとなかなか言えない話でございまして、ただ、先生のおっしゃるような格差があるのは、これはそのとおりだというふうに思います。

ただ、暫定ということなんですけれども、法律というのはいつでも国会の方で変えられますので、所得税法もある意味暫定でございまして。暫定と名のついたものだけが暫定ではないという不思議なところがございまして、要は、今度の話というのは、一般財源化の方向にかじを切ったということの中に、それは賛成、反対いろいろあるとは思いますが、それは賛成、反対いろいろあるとは思いますが、それがそう簡単に決められない状況の中で、暫定税率だから切ってしまうということにならないように、一般財源の方に、様子を見ながら、とりあえずそれでやっていくというのは、一つの賢明な措置だったのではないかとこのように思っております。

○古本委員 様子見という割には、割を食うのは納税者の方ですから、そういう意味では、政治がきちっと結論を出せるように精進してまいることを申し上げまして、終わりたいと思います。

勉強になりました。ありがとうございます。

○田中委員長 次に、石井啓一君。

○石井啓一委員 公明党の石井啓一でございませぬ。参考人の先生方には、本日は早朝から当委員会にお越しをいただきまして、大変ありがとうございます。

それで質問に入らせていただきますが、まず

吉野先生に、財投特会の積立金、金利変動準備金の準備率千分の五十にしてお伺いしたいと思います。

本日、先生が提出していただいた資料の十ページ目にもございますけれども、もともと千分の百だった所要の準備率を千分の五十に変えた。その際は、三千本の金利シミュレーションをやつて、九九%信頼区間で三本赤字になるのが千分の五十というレベルだった。としますと、三千本の九九%ですから、二千九百七十本のシミュレーションのうち三本赤字だ。約千分の一の確率ということになりますね。万が一にも赤字にならないようには及びませぬけれども、千が一にもならないようにということなわけです、これは。

私は、この千分の一というのが余りにも厳格過ぎるんじゃないのか、そこまで厳しく積み立てなくてもいいのではないかとこのように思っております。ちなみに、千分の四十までなると、信頼区間九九%で赤字になるのが三十五本ということですから、ほぼ百分の一の確率になるんですね。

この際見直してはどうかということも財務省の方に申し上げると、いや、これは二十年度の見直しでやつたばかりなのでということで、やつたばかりだからなかなか、朝令暮改という批判を恐れて財務省の方はちょっとやりにくいようなところがあるように思いますが、私は、この際は見直しでもいいのではないかとこのように率直に思っておりますけれども、吉野先生、御見解はいかがでございませぬか。

○吉野参考人 随分お詳しい数字を御存じなのでびっくりしたんですけれども。

財投の会議では、シミュレーションで三千本いろいろ回しまして、実は、現在非常にいい状況にありまして、調達金利が非常にゼロ金利に近いものですから、短期の金利が低く、それから財政投融資はどうしても長期で今まで貸しておりますから、長期の金利との差がありますので、この幅が非常に大きい状況です。そういう状況で、千分の五十のときには三千本のうちの三本が九九%で

赤字になる。全体で考えますと二十四本ぐらいになります。

しかし、少し長期を考えますと、だんだんに短期金利が上がってきた場合には、今のような余裕のある状況ではなくなってくる可能性があると思えます。そういうときに、またこの何千本というシミュレーションをやらなくてはいけないことは確実にそうでございませぬ。

ただ、冒頭のときに申し上げさせていただきましたけれども、財政投融資はとにかく規律づけが必要だと思えます。ある確率だから大丈夫だろうというので、もしそれを下げて、万一短期金利などが非常に高騰したときに、赤字になったときにはそれがそれだけ一般会計から借り入れればいいじゃないか、こういうことになりませぬと全く規律づけがなくなりませぬ。

そういう意味では、私は、非常に保守的かもしれないけれども、ある程度大丈夫なところで見ると、統計の数字上九九%の信頼区間をどう見るか、もちろん、両方に正規分布で分布しまして、その端をどう見るかということだというふうに思っています。

ただし、規律づけのあるような形で、そしてこういう積立金が赤字にならないような状況ということが必要だということに思っています。

○石井啓一委員 ありがとうございます。そこところは若干私と見解を異にするようでございませぬけれども、先生のお話を伺わせていただきませぬ。

続いて、無利子非課税国債について、吉野先生と中里先生にお伺いしたいと思います。この無利子非課税国債、特に非課税という部分は、過去フランスで実施された例等を念頭に置いて、相続税非課税ということが念頭にありませぬけれども、無利子にするかわりに相続税非課税というメリットを与えて、主に個人にこれを買ってもらうという、特にたんす預金等を引き出すために使ったらかどうかという議論があるようなんで。

私は、当委員会でも指摘したんですけれども、相続税非課税というメリットのある方は非常に限定をされます。先ほど中里先生がおっしゃったように、今、相続税を払う方が亡くなった方の四%ちょっとでありませぬし、そのうちさらに、普通の国債を買うより相続税非課税の方がメリットがある方はさらに限定されてくるわけでありませぬから、ごく少数の方にしかメリットが及ばない政策を考へるのはどうかということ、私自身は慎重論なのであります。

仮に、この無利子非課税国債が意味があるとすれば、現状では非常に考えにくいことではありませぬけれども、通常の国債が市場消化しにくくなった場合には意味があるのかなとは思っていますけれども、この無利子非課税国債についての御見解をお伺いしたいと思います。

○吉野参考人 日本の国債市場は、先ほどもちょっと申し上げましたが、ほとんどを金融機関が今まで持っております。日本では個人の保有というのが数%でございませぬ。それから、外国人が持っているのがやはり数%で、ほかの欧米の諸国と比べますと、その二つの比率が非常に低いということになっていまして。

そういう意味では、もしこういう無利子国債を出せば、今御指摘のとおり、相続税のために持たれる方はいると思えます。しかし、もしその方が、今まで預金をされたり、それから保険などを買われているお金をこちらに回すのであれば、一切金額は意味がありません。だから、そういう意味では、今おっしゃったたんす預金に本当に全部が入っているのであれば効果があるということだと思えます。

ただし、これが出ることによって、金額国債を買ってくださるという方が出るとはあります。一番私が恐れていますのは、各国とも国民は、どうしても税金は低い方がいい、それから歳出は十分の方がいいというのは、みんなそう思うわけですから、ほとんど赤字がふえていくのが

現状でして、ある日突然、急に高金利になる、それだれも買えなくなつたときには、国債の金利を高くしなければだれも買つてくれません。しかも格付が悪くなりますので、さらにそれで高い金利にするということになりますから、そういうことがないようにするのがまず大前提であります。

今、委員の御指摘のように、そうなつたときにというのは、それよりもまず前を考へていただいて、最悪のときにこういうのを出すというのは、それは一案かも知れませんが、資金全体の流れでいけば、ただ今まで持っていたお金が民間金融機関からこちらに行くというのであれば、余り効果はない可能性もあると思います。

○中里参考人 常に正しい政策、常に間違つている政策とあるので、間違つてはございませんで、時々によつて違ふと思うんですが、無利子非課税国債につきましては、いい点も悪い点もあるだろうというふうに思います。

ただ、私も法律の人間からしますと、これを、使いますと、例えば私が相続財産十億円ほど、持っていないですけれども、仮に持つていて、そうしたら、十億借金してこの国債を買つてどうなるかと。そうすると相続財産をゼロにすることができるとございまして、おしいということになつてしまつて非常にまずいわけですから、債務控除について相当の制限をしなきゃいけませんね。そこで制度が非常に複雑になる可能性がございまして。

また、たんす預金、あるいは今までで所得税等を逃れたお金がどつこの国債に向かうとしたときに、実は過去に所得税をこまかしてしまつたというふうな感じで申告する方はいないと思うので、なかなかその扱いとかいろいろの問題が出てまいりまして、手続的には大いに問題なんです。

ただ、臨時的な措置として、その欠点を十分に把握した上で穴をふさぎながら使うということも、もしかすると臨時的にはあり得るかもしれせん。

○石井(啓)委員 ありがとうございます。

続いて、吉野先生と中里先生にお伺いしたいんですが、今度は、消費税を含む税制抜本改革によつて社会保障の安定財源を確保しようということが中期プログラムにうたわれて、それが今回の税法改正の中に、附則に盛り込まれているわけでありまして。

この安定財源の充当のあり方について、二つのアプローチがあります。一つは、現在の社会保障が、中福祉・中負担と、いいながら中福祉がほころびているという観点から、これを機能強化しようとする。実は、社会保障国民会議の吉川先生なんかはそういうアプローチを主張されておられまして、例えば、基礎年金の最低保障を強化するとか、あるいは医療だとか介護の体制をさらに充実していくとか、子育て支援をもつとやつていくとか、そういうつた社会保障の機能強化に優先をすべきという考え方が一つ。

もう一つは、今の社会保障財源も、公費でやつていられる部分の三分の程度は国債でやつていられるので、要するに、赤字の部分の穴埋めをまず優先してやろうという考え方と、二つのアプローチがあります。

これは、一〇〇かゼロかという議論ではなくて、どうバランスをとるかという議論だと思ひますけれども、私は、これから国民の皆様は御負担をお願いするということを考えると、やはり社会保障の機能強化を優先してやるといふアプローチの方がいいのではないかと、いふふうにお考へておられますけれども、両先生の御見解を伺わせていただきましたと思ひます。

○吉野参考人 私は社会保障の専門ではないので……。

ただ、思ひますのは、一つ日本の場合には、退職年齢が健康的な年齢に比べると今は若過ぎると思ひます。今でいくと六十五歳の方は、しばらく前の五十歳の健康です。ですから、そういう意味では、私は、抜本的に日本の今の定年の年齢といふものを考へないといふよりは、これは全然だめだと思ひます。

しかも、年功序列賃金といふのがある程度でやめて、その後はそれぞれの方々の能力に応じて、あるいは七十、七十五でも一日置きに働くとか、そういう形で社会参加を皆さんにしたいと、それで社会保障の支出を減らすといふことを抜本的に制度的に考へていただきませんと、みんな若くてもつたないなく、それでゴルフをしていふふうなことで、やはり日本の社会はもたなくならぬのではないと思ひます。

そういう意味では、スウェーデンなどでは、まさに北欧は高福祉・高負担、そこでの考へ方は、これだけの歳出が要るのであれば、ではどれくらい税率が必要だろうかといふことを、常にバランスを考へていまして。

ですから、日本でも、皆さん方の社会保障はこれくらいにするといふのであれば、例えば消費税でいけばこのパーセントになります、そういうことで国民の皆様よろしいですかという形で、両方でぜひ議論をしていただきたいと思ひます。そのことがやはり、では我々は中福祉・中負担でいくのか、あるいは高福祉・高負担でいくのかといふのが国民の選択になると思ひます。現在は独立に議論されていますから、それは我々だつてみんなそれで、低い税金で高い福祉が一番いいことになつてしまひます。

ですから、バランスをとること、やはり高齢者の方々が働ける限り働けるように、そして、日本人の多くの方々は皆さん働きたいと思はれていられるわけです。ですから、そういう社会のニーズも考へていただければと思ひます。

○中里参考人 安心感の欠如といふのが国民全体の気持ちの暗くしてしまひまして、そのことが消費を抑制し云々といふ悪循環に陥つていられることだろうといふふうにお考へていられる。

老後を安心して暮らせるということが確保されれば、高齢者の方も安心して、それから、その高齢者の方を介護している我々のような年齢の人間も安心して、若い人間も将来に対して明るい展望を持てるということですから、何はともあれ、

社会保障云々の充実といふのは、程度問題はもちろんありますけれども必要で、みんなが安心して暮らせるということがポイントになつてくるんじゃないかといふふうにお考へていられる。

その先に、制度の細目についていろいろな御意見の差はあると思ひますけれども、常にこれが正しいといふわけでもないと思ひますので、試行錯誤を経ながら、その都度その都度、ちよつとぐあいが悪くなつたら変えていくといふようなやり方であつていけば、そういうことにはならないんじゃないかといふふうにお考へておられます。

○石井(啓)委員 それでは最後に、三先生にそれぞれお伺いしたいと思ひますけれども、追加の経済対策の話でございまして。

今、政府は、昨年十月の一次補正と、ことしの一月に成立させた二次補正と、今審議しております来年度当初予算、この三段階で合計七十五兆円規模の景気対策をやるということでお考へていられるわけですが、昨年十月から十二月のGDPの速報値が年率換算で一二・七％という大きなマイナスを記録した。GDPギャップでも約二十兆円ぐらいある。こういう状況を踏まえて、追加の経済対策が必要なんではないかという指摘もございまして。

この必要性についてどうお考へか。その際、もしあるとすればどのような対策が望ましいのか。アドバイスがあればぜひお示しをいただきたいと思ひます。

○藤原参考人 お答え申し上げます。

私は、やはり追加の経済対策は必要だろうと思ひます。まず、減税が私には必要だと思ひます。もちろん、財政が厳しい中で減税をすることは非常に大変なことなんではございまして、減税といふのは、いろいろの意味でアナウンスメント効果があると思ひます。政府もいよいよ背水の陣で臨んだという姿勢を明確にすれば、また政府の言うことも国民は本當にそうかと思ふようになると思ひますし、第一、

本当に少し税金ぐらいまけないと、この十年間ぐらいのめちやくちやな時代が終わって国民も怒っておりますから、国の統率もままならない事態になると思いますので、まず私は、消費税でも法人税でもここは減税をしていただきたいと思いま

しかし、二つ目は、やはり財政投融资をもっと積極活用していただきたいと思ひます。お金の取る方を減らすだけではだめでありまして、投資をやりませんと国には回りません。民間の金融機関、それから金融市場ともに激しい金融機能不全に陥っておりますから、ここは、現状では、政策金融、財政投融资以外に積極投資をできる主体がないわけでありまして、したがって、ぜひ財政投融资には背水の陣という覚悟で、新しい国のインフラづくりのために投資をしていただきたいと思ひている次第でございます。

以上でございます。

○吉野参考人 日本の景気の状況が非常に悪かったわけですが、ここはやはり、円高によりまして輸出が大分低迷してしまつた、それから地域経済もそれによつて元気がない、こういう大きな二つの状況があると思ひます。

今、世界的な景気のエンジンとしてまだ残っているのは、アメリカ人もヨーロッパ人もそう言っているんですが、やはりアジアであると。中国やインド、あるいは東南アジアを中心としたこれらの国々は相当の成長があると思ひます。ですから、やはりそこと一緒になりながら、日本が日本の景気を高めていくことがまず大きな流れとしては大事であると思ひます。

そのためにやはり、政治のレベル、国のレベル、ビジネスのレベル、それから学者のレベル、こういうところで常に交流をしながら、海外との対話をしながら、こういうものが必要だろうかということをごひ見いただきたいと思います。

それから、資金の運用につきましても、アジアでは、先ほどのインフラボンドのようなこれから収益性が上がる対象がございますから、アジアの

中で資金を回すことによつて安定的な成長を遂げていくということが二番目です。

三番目は、日本の地域の経済をやはり格上げしていく。その中では農業も、日本はこれまで、戦後すぐのときに農地改革がありまして、皆さん地主になられて、しかし残念ながら、小さい土地で生産をしているということになっていっていると思ひます。乳牛でも何頭かずつやうつやう集約化して、いろいろなスキームを使いながら集約化していく、そして効率的につくることによつて日本の農業の生産性も上げる、それから地方にも民間の資金が行くという形で、地方の元気を出すような方策も必要ではないかと思ひます。

そういう意味では、アジアとの連携、それから地域の経済の活性化、そして民間の資金の活用、これがぜひ必要だということに思ひます。

○中里参考人 アメリカもヨーロッパも物すごく財政赤字をふやして景気対策をしていて、世界じゅうが今とんでもないことになりつつあるんじゃないかという状況です。

そういう状況ですから、日本も一定程度、その都度その都度それは違つてくると思ひますが、迅速にしかるべく財政支出をふやしてこの経済危機に対応するということは、当然に必要なのではないかと思ひます。税制だけではなくて、支出も金融もすべてをひつくるめて危機にどう対応するかということなのではないかというふうに思ひます。

特に心配しているのは、例えば大学でも高校でも中学でもそうでしょうけれども、新卒者の方が就職先で大変に厳しい状況にあるわけだと思ひます。若い人たちが将来に希望を抱けないというところは、国としては非常に末期的な状況でございます。この点、何に使うかということですよ。そういうことに振り向けるような支出ということであれば、ある程度支出をするというのには、これは必要なことじゃないかというふうに思ひます。

○石井啓委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○田中委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

今回提案されている国税法案の附則に、「消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。」ということが書き込まれたわけでありまして、

与謝野大臣とも私はこの場で何度も議論をいたしました。大臣のお考えはもともと、消費税を一度にどんと上げた方がいい、こういうお考えのようでありまして、来年の国会にも提案をしたい、つまり、この附則にある法律上の措置を講ずるといふことを提案したい、こういうふうにおつしゃつておりました。

そうなりますと、九月までに行われる総選挙の最大争点の一つになる、このようにもおつしゃつていたわけでありまして。つまり、自民党と公明党は、消費税の増税というものを総選挙の大争点として国民の前に提示をし、私どもはこれに当然反対という立場で選挙をやることになると思ひます。

そこで、二〇一一年度から実施するという消費税の増税について、国民的に言いますと、さまざまな世論調査では大体六割前後が、社会保障のためという理由であつてもそれはやめてはならない、反対であるという声であります。

今のタイミングで、今度のこういう法案の中に附則を書き込むということ、このことについて、それぞれ三人の先生方の御見解、御感想をお聞かせいただきたいと思います。

○藤原参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、私は、この時点で消費税の引き上げのお話、政治家、政治の方からお話しになることは、甚だ不謹慎なではないかと思ひます。国民は、お金が財布に入つてくれればお金を払うと思ひま

す、そんな納税意識の低い国民とは思いませんので。まず二年なら二年、三年たつて、景気が本当によくなくて、ああ危機を脱したと思つて、それからお金をいただく話をしなきゃならない、それが第一点でございます。

それから第二点目といたしまして、消費税そのものの構造には多大な問題があると思ひます。課税をされて、顧客からお金を集めているのに納税しない人もおります。徴税漏れも甚だしくあるわけでございます。したがって、不公平な税制にもなつていかなと思ひます。ですから、そういう面について、適正な課税を行うということに担保されないままに、いたずらに消費税率の引き上げをするということはおかしいと思ひます。

さらに、社会保障負担等を税で賄おうという御議論もあるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、財政それから社会保障、一体お金はどれだけあつてどれだけ足りないのか、まずその数字を国民に示さなければ、私は、国民は新たなお金を出すということに対して本能的に拒否反応を示すんだと思ひます。

それは、いたずらに納得させるというよりも、情報開示をしていただきまして、その上で、これはどうしても足りないと言へば、説得にも説得力がわくものだと思います。増税がもし必要であれば、ぜひそういう帳簿の徹底開示をした上での議論をすべきだ、そのように考えておる次第でございます。

以上でございます。

○吉野参考人 日本の財政の支出を見ても、戦後すぐのときには社会保障が一五％か二〇％、低かったと思ひますが、それが三〇、四〇％にやはり高齢化の中で出てきているわけですから、そういう意味では、財政の歳出に占める非常に大きな割合を持つていっていることは否めないと思ひます。

ただ、社会保障がこれだけ必要だから、ではそれに対してどうしようというよりは、まず最初に、社会保障はこれくらい将来かかるかもしれないけ

れども、先ほど申し上げましたように、高齢者でも働ける人たちにもっと働いていただいて、何とかそれを低くしようという努力はぜひしていただきたいと思ひます。

日本では、退職された後も働きたいという方がたくさんおられます。現在、いろいろな労働市場と言うと変な言い方ですけども、大学卒のところでは非常にマーケットがございまして、そうでないところでは余りないわけですが、そうでないところでは余りないわけですが、退職された方々のところでまた一つ大きな労働の市場といえますか、そこで需給を考えるとそういうなこともぜひ必要だと思ひます。

ですから、まず一つは、社会保障の歳出で減らせるところ、そして働ける方々には皆さんに働いていただくということがまず第一だと思ひます。それから最終的には、税金で集めたお金で歳出をしなければ、国家は必ず破産します。そういうことを言っていて、ブラジルとかアルゼンチンとか、みんな最後はそれになつてしまつたわけですから、最終的には税金で歳出を見る。

それからもう一つ、私が指標としてつくつていただきたいのは、歳出と歳入の何倍ぐらいなのかという指標が国民が全然わからずに、自分たちはたいろいろの便益をいただいているという形式ですから、現在、税金の部分がどれくらい、そして国債の部分がどれくらいということが、歳出を受け取る方々にもわかるような指標というのは必要ではないかと思ひます。

以上です。

○中里参考人 今回の附則の意味でございすけれども、財政規律について国会が真剣に考えているという点を内外に示したという点に意義があるのではないかとおもうに思ひます。

アメリカもヨーロッパも、先ほど申し上げましたとおり、ほとんどこれから国債の発行をふやさなければいけない状況です。日本も、今までそうでしたが今後ともそうなるという中で、財政規律のない国の国債というのは暴落するであろう、それから通貨も暴落するであろうということにござい

まして、そういうことが起こらないようにするために、一定の財政規律について我々が真剣に考えているという点を内外に示すということは必要になってくるんではないかと思ひます。

あの附則については、テクニカルに申しますと、さまざまな読み方ができるのではないかとおもうに思ひますけれども、いずれにせよ、消費税について全く考えていないわけではなくて、将来的に上げる可能性が十分あるし、それを真剣に考えているんだということ、この点を国民にも示し、外国にも示すことができたのではないかとおもうに考えておるわけですが。

○佐々木(憲)委員 財政規律が必要だというのは、私もそのとおりだと思ひます。ただ、それは消費税で賄うのかどうかというのが問われているわけでありまして。

少し過去にさかのぼりまして、大ざっぱな統計ですけれども、消費税が導入されてから二十年たつわけにございす。この間消費税をどのくらい国民が払つたか、累計ですけれども、二百十三兆円消費税を払つておられます。これに対して法人三税、法人税、法人住民税、事業税ですね、この法人三税の場合は、この二十年間で減収になっておられて、累計で減収分が百八十二兆円にございす。さまざまな減収の要因があると思ひますけれども、私は、その中に法人税の減収というのがあると思ひます。

そういう意味では、消費税の方はこの間増収が行われました。法人税は減収がありました。簡単に言いますと、二百兆円国民が払つて二百兆円近い企業の減収に回つた、こういうふうにも言えないことはないわけにございす。またそのほか、高額所得者の減収あるいは証券優遇税制、こういうことも行われてきたと思ひます。

したがって、税金のあり方ということをお考えますと、どうも、大きな利益の上がつてるところには減税が行われて、家計が赤字の家庭にかなり重い負担がかぶさつてきたのではないかと、このように思ひますけれども、この点、三人の先生それ

ぞれ感想をお伺いしたいと思ひます。

○藤原参考人 お答え申し上げます。

私は、この十年、十五年の、先生今御指摘の税のことを含めまして、企業の運営をしておりまして企業経営者には重大な責任があつたと思ひます。不景気だということ、減税その他さまざまな施策を国からいただいたわけにございす。しかし、それに十分にこたえていなかつたんだと思ひます。

もし、減税をあるいは財政投融資を十分に生かしていれば、今我が国は景気がよくなつては生かすでございす。ところが、景気は非常に悪い。おまけに、最近になりましてほとんどん雇いどめとかいうことを言ひまして、ほとんどん行政の方にコストを押しつけてくる。あなたたちは今まで幾ら減税をもらつて幾ら優遇税制をしていただいたんですかと、私は企業経営者の方にもぜひ反省をさせていただきたいと思ひます。

企業経営者が公の金を使うということに對してもっと真剣な意味を持って、貧しい人から集めたお金を自分たちが使わせていただくということの責任、貧しい人たちにもお金が還元されなければそれは国民は怒り出しますから、そういうことを総合的に経営者にやつていただかなければならぬ。

私は、この十年、十五年間の日本経済を見ておりますと、この間を担つておりました特に大企業の経営者には重大な責任があつたと思ひます。営業者がもっと襟を正してお金の使い道を改めていただきますと、幾ら減税をしても景気がよくなる、したがって取りやすいところから取る、悪循環が絶えないのではないかと、私はかように思ひます。

○吉野参考人 先ほど、消費税は二百十三兆円、それから法人税は下がつておるとお話をしたけれども、日本の法人税が下がつておるとお話をしたけれども、日本の法人税が下がつておるとお話をしたけれども、日本の製造業の国内での生産が相当落ちてきておるとお話をしたけれども、これは、円高の中で、最初は東南アジアに直接投資をし、それから中国に行き、最近ではベトナムに行く、これがアジアの発展につながつたわけにございす。ですから、ただこの数字だけで、日本の法人税が減つてけしからぬということにはならないと思ひます。

さらに、法人というのは海外との競争をしておりますから、日本がそこで非常に不利な税制をしますと、今後ますます、日本の法人企業は海外に出ていってしまうと思ひます。やはり最終的には、日本で産業があつてこそ、日本全体の消費者も、それから収入が入るということでありまして、ただ短期的にだけ見て、こをゼロにすればいい、こちからうんと取ればいいというふうになりまして、長期的に日本の産業構造は全くだめになると思ひます。

そういう意味では、やはり税のバランスを考えた歳入を考へていかないとけないというふうに思ひます。

○中里参考人 余り外国との比較をあれこれ申し上げても、そのこと自体が国民の方々にすぐ理解していただくわけにはいかないとおもうところはあつて、もう少しけれども、ヨーロッパの北歐、デンマークとかスウェーデンとか見ておると、二〇%を超える消費税を負担していらして、その分福祉も厚くて、消費税の税率が高いから住みにくい国でだめだという、これは一種のプロパガンダにございまして、北歐に行けば、消費税の税率が高いから我々は老後も安心だ、そういうことになつておるとおもうに思ひます。

ですから、問題は、消費税がいいか悪いかわからない、その税収を何に使うかということなんだと思ひます。それを社会保障の充実のために使うのであれば、これはいい税金だということになりす。

ただ、忘れてはならないのは、佐々木先生何かもおわかりの上でおっしゃつておられると、思ひますが、法人税や所得税につきましても、さまざまな特別措置がまだございすので、この整

理は十分に行つた上でということとは当然のことではないかというふうに思います。

○佐々木憲委員 私もいろいろな議論をしてきたんですが、きょうは参考人の御意見を伺う場なので。

ただ、一言申し上げますと、法人税が高いから外国に日本の企業が出ていくというふうにおつしやいましたが、経産省の調査によりますと、その比率は非常に低いです。外国に出ていく最大の理由は、アジアの労賃が日本の六分の一、十分の一、こういうところが一番理由が多いわけであります。あるいは、アジアの市場に近いところに生産拠点をもちたい、それから、資源、原材料が近くにある、こういうものが海外進出の最大の理由に挙がっているわけですね。したがって、何か税金だけで、高くなつたらばつと出ていって、低くなつたら帰ってくるなんて、そんな簡単なものではないということだけは申し上げておきたい。

それから今、OECDなどでも、法人税の引き下げ競争というのは各国の税収にとつてマイナスである、こういう指摘もされているわけでございますので、その点は指摘をしておきたいと思っております。

それから、ヨーロッパの点について言いますと、例えばスウェーデンなどは税率が二五%ですから、非常に高いですね、付加価値税。しかし、社会保障の財源としてそれがどの程度使われているかといえますと、その分は八・六%の分でございます。

つまり、社会保険料の事業主負担あるいは法人税その他、所得税などの税金が社会保障財源として比率は非常に高いわけでございます。ですから、何か消費税を上げなければ社会保障が充実しないとか、ヨーロッパは消費税で社会保障をやっているんだとか、こういう議論は実態とはちよつと違うわけでございます。その点は少し指摘をしておきます。

その上で、日本の消費税の増税がこれから行われようとしておりますが、政府の側は、いや、そ

の分は社会保障に回す、社会保障に回せば低所得者に厚く回るので、逆進性というのは解消されておつりが来るんだ、こういう議論をされているわけですね。

しかし、私は、その前提というのが非常に架空の前提だと思つてますよ。といいますのは、過去の事例で見ましても、消費税が導入され、それから増税をされました。そのときの理由は、すべて社会保障のためでありました。あるいは、この間、所得税、住民税の増税が定率減税の廃止で行われましたね。この増税分は、国は、二・八兆円国に入りましてよ、これは年金の基礎年金の部分、二分の一に引き上げのために全部使います。政府税調もそのように言っていたにもかかわらず、これは五分の程度しか使われない。あとはどうしたんですかと聞いたたら、赤字の穴埋めに使いましたと。

だから、今度はまた消費税、当面は埋蔵金でやりますが、三年後は消費税でやります。こういうことで、次から次と、理由は社会保障を挙げながら、実際には違うことをやっている。こういうことでは、なかなかこれは国民から信用されないわけですね。だから、先ほどの世論調査のような批判が非常に強くなっているわけですね。

ですから、私は、今回のこの附則ということを考えてみると、さまざまな角度から議論はあると思いますが、やはりもう少し国民の立場に立った税制というものを考えた上で提起をすべきだと思つております。この附則には私は反対でございます。

最後に、日本の税制のあり方について、やはり所得あるいは利益のあるところが応分の負担をしていくということが非常に大切なことだと思つております。今後の税制を考える場合どうなのか、時間がありますので、藤原参考人にお伺いをして、終わりたいと思つております。

藤原参考人 お答え申し上げます。
私は、やはり国民的視点から申し上げるならば、狭い意味での税以外に、社会保障負担も税と同様に国に納めているお金ということになると思つて

す。さらに最近では、地域おこしその他で皆さん独自にお金を使うケースもふえてきております。やはり私は、この辺で、広い意味での税の抜本的な見直しはどうしても必要になるかなと思つております。公のためのお金をどう集めてどう使うかという議論でございますね。

ですから、例えば税制改正等も今先生御指摘のとおりでございます。どうも何か議論と結果がよく見えない部分がある。あるいは、例えば国会の閉会間際に、何か見えないところのこそくな増税の一条が加わつちやうと、えつ、だれがこんな一条を入れたんですかというようなことで、こそくな増税が中小企業に迫られる。本当に多いんです。ですから、そういうことが積み重なりますと、本当に不信感が消えませんが、私は、何度も申し上げるようでございますが、日本国民の納税意識はそんなに低いことはないん

だろつと思つてます。したがって、ぜひ信頼感の回復という形で、制度をまず全部透明に、帳簿の公開をしていただきまして、その上で、社会保障あるいは町おこしその他公のお金の集め方という観点で抜本的な見直しをしていただきたいと思つております。

そしてやはり、委員の皆様が的確に行政を監督していただきまして、国民があつと驚くようなことのないようにお仕事をさせていただくことを切にお願いしている次第でございます。

以上でございます。

○佐々木(憲)委員 大変貴重な御意見を三人の先生方にお伺いいたしました。ありがとうございます。

以上で終わります。

○田中委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

申し上げます。(拍手)
午後三時十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。
午前十一時四十分休憩

午後三時十一分開議
○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き、内閣提出、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
両案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁白川方明君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣府大臣官房審議官梅溪健児君、大臣官房審議官西川正郎君、大臣官房審議官湯元健治君、財務省主計局次長木下康司君、主税局長加藤治彦君、理財局長佐々木豊成君、国際局長玉木林太郎君、国税庁次長岡本佳郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。池田元久君。

○池田委員 民主党の池田元久でございます。きょうは、悪化している経済状況についての政府の認識と見直し、今後の財政状況、さらに消費税の引き上げ等について議論をしていきたいと思つております。

まず、一月の十九日に閣議決定されました政府の経済見通しですが、国内総生産の実質成長率は、〇八年度マイナスイナス〇・八%、〇九年度〇・〇%となっております。これについて、経済の状況認識を

まず与謝野大臣にお伺いしたいと思います。

○与謝野国務大臣 二十一年度の政府経済見通しは、昨年十二月の閣議了解時点までに公表された経済指標等を踏まえて、政府の経済財政運営のもとで想定される経済の姿を描いており、これに向けて政府は政策を推進していくこととしております。その一方、日本銀行、IMF、最近の民間機関の見通しには、一月時点で参照可能となった世界経済の一層の減速、我が国の輸出や国内の生産の急速な減少等が反映されていると考えられております。こうした内外経済動向の大幅な変化が、政府と日本銀行、IMF、最近の民間機関の見通しとの違いの大きな原因となっているものと考えております。

政府としては、その時点における最新のデータに基づき、最善の作業により十二月時点の見通しを作成したものでございますけれども、その後は経済は大きく変化をしていると考えております。

○池田委員 日銀にお尋ねをしたいと思っております。日銀の見通しは、景気、物価の中心の見通しと言っているようですが、一月二十二日に公表されました見通しについて、その要点を白川総裁にお答えいただきたいと思っております。

○白川参考人 お答えいたします。

来年度の実質GDPの成長率の見通しでございますけれども、一月の時点では、今先生がおっしゃった中央値で申し上げますと、マイナス二・〇％という予測数字を出しております。

この見通しの背景を申し上げますと、海外経済の急速な落ち込み、減速によりまして輸出が大幅に減少していること、企業収益や家計の雇用・所得環境が悪化する中で内需も弱まっていること、また金融環境も厳しい状態を続けるということでございます。これらを背景に、我が国の景気は足元大幅に悪化しております。当面、先行きも悪化を続ける可能性が高いというふうに見えています。

その後の姿でございますけれども、来年度の後半以降は、国際金融資本市場が落ちつきを取り戻す

し、海外経済が減速局面を脱するにつれて我が国経済も持ち直すという姿を想定しております。ただ、急いで申し上げないといけませんのは、世界的な金融情勢の悪化や海外経済の下振れリスクなどがございまして、こうした見通しをめぐる不確実性は高いというふうに見えております。

○池田委員 資料一をごらんになっていただきたいと思います。IMF、国際通貨基金が一月の末に公表した我が国の実質経済成長率の見通しは、これは暦年ですが、二〇〇九年はマイナス二・六％、また、資料のそれ以下にありますが、民間のエコノミストの最近の見通しは、二〇〇九年度は平均するとマイナス四・一％、日本経済新聞の報道も内閣府のまとめも、いずれもマイナス四・一％となっております。

今年度、〇九年度、日本の実質成長率ゼロ％という政府の経済見通しは、これを見ていろいろおっしゃると思っておりますが、その幅からいっても非常に甘いのではないかと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○与謝野国務大臣 政府が見通しを立てましたのは昨年の十二月でございます。これはそのときの最善の知識と通常の方法で計算をしました数字でございます。自然な計算の結果を見通しとして出しました。

ただし、先生御懸念のように、その後、経済状況は変わってきているということも我々十分認識をしております。

○池田委員 日銀総裁にもお伺いしますが、日銀の見通しじゃないですよ、〇九年度ゼロ％という政府経済見通しは甘いのではないかと、端的にお答えいただきたい。

○白川参考人 政府の見通し自体についてコメントをするというよりか、見通しの性格について短い言葉で申し上げたいと思っておりますけれども、先生の御指摘になったその民間の予測も、実は今、厳しい数字を出している……(池田委員「政府経

濟見通しについて」と呼ぶ) はい。実は、時点によつてかなり違ってくる。最近の見通しになればなるほど、これは公的セクターも民間も最近の見通しは厳しくなっております。

そういう意味で、作成後の経済情勢の変化は非常に大きかったというふうに見えております。

○池田委員 予想された答えで、予測した時点が政府経済見通しは与謝野さんがおっしゃったように十二月、それから日銀の見通しは一月で、ずれがあるということですか。それは認めましょう。

しかし、政府経済見通しで政府がゼロ％、日銀がマイナス二％というその差、二％という乖離は甚だ大きいと思うんですが、与謝野さん、どうでしょうか。

○与謝野国務大臣 先ほど申し上げましたように、十二月の時点で入手できる最善のデータ、最善の知識、それから通常の計算方法、これは、手を加えたものでなく、毎年、例年どおりの方法できちんと計算した結果を率直に公表したものでございまして。

○池田委員 毎年やっているからという話ですが、これは見直すというか、やり方を含めてちよつと考えた方がいいんじゃないかという印象を今受けてました。

時点のずれとかいろいろおっしゃいますが、見通しに織り込まれる米国の経済の二〇〇九年の見通しは、十二月時点のマイナス一・一％から、一月時点ではマイナス一・六％、〇・五％下方修正されたわけですね。しかし、政府と日銀の経済見通しの差二％という乖離をこれでは説明できないと思っております。

私も、政府の経済見通しは政府の経済財政政策を前提にしているということはわかっております。それを考慮しても二％という乖離は僕は説明できないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○与謝野国務大臣 日銀の見通しは日銀に聞いていただきたいのですが、十二月に政府が経済見通しを出すに当たって使った基礎の数字を申し上げますと、世界経済見通しにつきましては、IMF

が十一月に発表したしました、世界全体としては、暦年で、〇八年三・七、〇九年で二・二という数字を使ったわけでございます。それから、米国の経済の見通しにつきましては、〇八年一・三、〇九年マイナス一・一。鉱工業生産あるいは通関輸出、それぞれ実績値を使用しました。また、有効求人倍率、完全失業率につきましては十月の数字を使い、円相場の平均につきましては十一月の平均を使わせていただきました。

○池田委員 民間の予測ではなくて、政府の経済見通しは、それをもとにして、ベースにしているいろいろな施策を検討、実施するわけです。時期のずれというのわかります。しかし、それだけでは説明できないと私は思います。政府の経済見通しは極めて甘いと私は思います。

しかし、これだけの世界同時不況の中でこれからのいろいろな施策を打っていくんですから、今後の新しい政策を打ち出すときには、やはり新しいベースとなる経済見通しをつくっていく必要があるのではないかと。これは余り今まで例はなかったんですが、そういうこともやっているといいんじゃないかと思っておりますが、与謝野さん、いかがでしょうか。

○与謝野国務大臣 現時点では、平成二十一年度の当初予算の御審議を国会にお願いしておりますので、軽々に次の経済対策ということを言えないということも御理解をいただきたいのですけれども、十二月の見通しとは現実の世界は大幅にずれおりました。これは率直に私は認めたいと思っておりますし、そういう現実の姿は、今後の経済に対する考え方を大きく左右すると思っております。

○池田委員 政府の状況認識ということでは、麻生総理の発言についてちよつと取り上げざるを得ないと思っております。

麻生首相は、二月九日の予算委員会でも、ここに出席している我が党の中川委員ら二人の質問に答えて、我が国の経済の状況は他国に比べたら傷は浅い、日本の場合は痛みは少ないと述べています。

本当ですか。さきに公表された四半期のGDP成長率を持ち出すまでもなく、状況は深刻だと私は思います。与謝野さんの見解をお尋ねしたいと思います。

○与謝野国務大臣 そもそもこの金融危機というのは、おとしの八月のサブプライムローンの問題のときから、世界じゅうの経済は一定の危機を迎えるということはみんな予想した。そのときの議論というのは、デカップリング理論というのがあって、先進国はちよつとアメリカを中心にして傷むけれども新興経済国は大丈夫だから、日本もそんなに大きな影響を受けないというのが多くのエコノミストの見方だった。それは全然違つたわけです。

それで、去年、リーマン・ブラザーズが破綻したときに我々が考えましたことは、日本の金融機関あるいは証券業界がこれで影響を受けるのかと考えたときに、リーマンに対する債権はさほど大きくなくなつた、致命的な打撃を与えるような債権を持つていなかった。この影響も小さく見ていたわけですから、その後の世界の経済の落ち込みというの予想をはるかに超えたものであつたことは率直に申し上げたいと思います。

ただ……(池田委員「それで、総理の発言は」と呼ぶ)総理の発言は、多分、総理が持つている日本の金融機関、証券会社の傷み方の話がもともととの考え方にあつて、日本の金融危機というのは全く起きないだろうということ前提に御発言になつたと思ひますけれども、実際は、去年の十一月、物すごいマイナスになつて、昨日発表された貿易統計なんかも前年同月比四八%ぐらい多分減少しているはずで、これは通常の予想を超えた状況ということで、総理のあの時点の認識というのはあの時点の認識としては正しかつたと思ひますけれども、数字は別のことをその後物語つたということだろうと思ひます。

○池田委員 率直な物言いで、何か党内から批判が出てくるような報道もありましたので、与謝野さんも慎重になつていらつしやると思ひます。

が、やはりこの総理大臣の発言は、これはいたたけませよな。日本の場合には痛みは少ないとか、今、実体経済、特に雇用とかそういう面で見えてくることに対する認識は本当に甘いんじゃないかと私は思ひます。

先に話を進めますが、この点について言えば、アメリカの大恐慌のときにフランクリン・D・ルーズベルトが、恐怖それ自身を恐れると言つた。これは有名な言葉ですが、逆に私は、麻生首相に對しては、いかげんな認識を恐れる、このように申し上げたいと思ひます。

次のテーマに移りたいと思ひますが、プライマリバランスについて取り上げていきたいと思ひます。

十年展望というのがありますね。「我が国の財政収支は急激に悪化しており、二〇一一年度までに国・地方の基礎的、初期的というのが初めて括弧の中に入りしましたが、「財政収支を黒字化させる」との目標の達成は困難になりつつある」と。初めて目標達成は困難と明記したわけですね。

与謝野大臣は当委員会、二〇一一年に到達できるといふことは、あらゆる数字を見るとそんなはずはない、ほとんどすべての方がわかつてくださるものと思ひます。と述べていらつしやる。ということは、官僚的な表現は別として、目標が達成できないということですね。

○与謝野国務大臣 これは正直に申し上げまして、昨年の予算編成時、考え方が二つに分かれまして、到達できるわけないだろう、だからこの目標は外すべきだという議論が一方でありました。それからもう一方では、確かに達成は困難になりつつあるけれども、やはり財政規律を維持するという観点から、この旗は非常にほろになつたけれども、ほろの旗でも、やはり財政規律を考え、そういう観点からは旗は立てておく必要があるのではないか、そういう議論、両方ありました。

達成は困難になりつつあるということは正直に申し上げている。ただ、一応その目標は、財政規律という観点から残してある。それは象徴的な意

味しかないということ。これは我々実はわかつているわけですから、財政規律というのも大事ですよということ。これを表現するために残してあるということだと私は思ひます。

○池田委員 私は昨年、政府、内閣府の〇八年の参考試算のシナリオは生産性の上昇率や名目成長率を高目に見積もつていたので、二〇一一年にプライマリバランスを黒字化するというのにはできない、このように考えておりました。

さて、こういった大目標、政策課題が達成できないときはどうすべきか。やはり政策目標をおろして、いわゆるレビューといひますか、総括を行つて、けじめをつけるのが筋ではないかと思ひます。が、端的にお答えをいただきたい。

○与謝野国務大臣 これは、先生御主張のお話、いずれは総括しなければならぬことだと思ひます。

○池田委員 つけ加えるものなんですが、できません。失礼ですが、旗はや破れがみ、汚れがみだが、旗は立てていく必要がある。これは文学的とも言えないと思ひますが、政策になじまない表現で努力目標として維持するといひます。財政の現状認識について、やはり国民は与謝野さんの今のその考え方が逆ですね。このことが逆に国民をミスリードするものではないか。この前、大臣の答弁を聞いて、正しい対応とか正しい態度といふのをおっしゃつていたと思ひますが、これは正しい態度とは言えないんじゃないかと私は思ひます。

それで、次の私の質問をしたいと思います。財政健全化の目標について、資料二を見ていただきたい。十年展望の比較試算の抜粋ですが、多くのシナリオの中から、現実可能性が相対的に高いと思われ、代表的とも言える三つのシナリオを選んだものです。他の与件はほぼ同じとして、Aは二〇一一年度から一五年度にかけて消費税を五%引き上げる場合、Bは、二〇一三年度三%、一四年度、一五年度それぞれ一%消費税を引き上げる

場合、Cは消費税率を据え置いた場合となつております。

AとBはごらんのように、下の方にありますが、プライマリバランスは二〇一八年度に黒字化します。そうであれば、今の政府の立場からいへば、二〇一八年度にプライマリバランスを黒字化することを新しい目標にしてはどうか。新しい目標に掲げることはおかしくない。消費税の引き上げについて言う方がいらつしやるかもしれないませんが、消費税の引き上げについては、所得税法改正案の附則で二〇一一年度あるいはその近傍で実施することを宣言しているわけですから、これは新しい目標になるんじゃないですか。

○与謝野国務大臣 実は、二〇〇六年の骨太方針というのがありまして、それを書いたとき私は経済財政担当をやつておりました、そのときもやはり、成長率を高く見過ぎているんじゃないかとか、長期金利を安く見過ぎているんじゃないかとか、さんざん議論があつたわけですが、みんな議論が分かれるところの中間ぐらいのところ、将来見通しをつくつたわけでございます。

明らかにこういう見通しというのはほとんどずれてきまして、先生おっしゃるように、仮にプライマリバランスの目標を次にどうしてもつくるんだということになれば、先生のお考えも一つのお考えであろうと思ひますし、財政再建目標としてはもう一つは対GDP比債務比率一定という目標も実はその次の目標としてあるわけですね。

ですから、どれを目標にして財政再建を図つていくかといふのは、今後、国会でも十分議論をしていただきたい課題であると私は思ひます。

○池田委員 ぜひ私の提案を採用していただきたいと思ひます。破れがみ、汚れがみで、意味のないと言つては失礼ですが、今の目標よりずっとプランニューの新しい目標ですから、国民に対するメッセージでも非常にいいんじゃないかと思ひますので、その点をよく考慮していただきたいと思ひます。二〇一八年度というのでなくて、もう

ちよつと慎重に幅を持って考えたいというのであれば、二〇一〇年代後半にプライマリーバランスを黒字化するという目標でもいいわけです。財政規律を保つていくためには、やはりそういった目標を置く必要があると私は思います。

さて、今、少し与謝野大臣がおっしゃいましたが、長期金利と名目成長率の関係についてちよつと議論していきたいと思ひます。

財政健全化と重要なかわり合いのあるこの二つの数値ですが、仮にプライマリーバランスがゼロとなつても、名目長期金利が名目成長率を上回れば、債務残高対GDP比は増加します。また、長期金利が名目成長率を下回れば、債務残高対GDP比は縮小するという関係にあることは御存じのとおりです。

与謝野さんは、推測はできませんけれども、長期金利と名目成長率の関係について、そのトレンド、傾向をどのように考えていらっしゃるか、端的に聞きたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 あるスパンをとりますと、金利が名目成長率よりいつも低いということはあり得ないと思ひます。金利の方がいつも低いということはあり得ない。

○池田委員 資料の三を見ていただきたいと思ひます。各国のこれまでの状況でございますが、主要国では、一九八〇年前後から押しなべて長期金利が名目成長率を上回っている、もう一目瞭然です。

○四年の二月の予算委員会で、この問題について、私、当時の竹中大臣と論争、論議をしました。ちよつと手間がかかりましたけれどもね。竹中氏はここにいないから、多くは私申し上げません。しかし、彼は、過去三十年等、長期的な傾向で見ると私は名目成長率の方が高いと認識している。述べ、最後に、長期的な姿として名目成長率の方がわずかに高い姿ではないかなと言つたんですけれども、結局、誤つた認識を認めようと思ひませんでした。その結果いろいろなことがあつて、また別の機会に取り上げたいんですが、私はここで、

やはり事実認識が何よりも重要であることを強調しておきたいと思ひます。

さて、長期金利が名目成長率を上回るという傾向が続けば、プライマリーバランスの黒字幅が大きくなれば債務残高対GDP比は拡大をします。もう一つの財政再建の目標である債務残高対GDP比を安定的に引き下げることはできなくなる。その点、どうでしょうか。

○与謝野国務大臣 先生のおっしゃるとおりでございます。プライマリーバランスを仮に到達しても、発散型になつて、いわば借金が借金を生むというプライマリーバランスの到達の仕方、それから先生が言及された、債務残高対GDP比一定になり得るようなカーブを描くという二つあるんですが、財政再建を考えると、やはり樂觀型の財政再建の取り組みはだめなんで、イギリスでは、ブルデントという言葉があつて、用心深さというんですか、そういう前提で財政再建の設計をしないと、長期金利が成長率より低いなんという樂觀的な見通しのもとに財政再建計画を立てると、多分落とし穴に落ちると私は思つております。

○池田委員 その点は、与謝野大臣と私、全く見解を一にします。しかし、長期金利が名目成長率を上回る、こういう傾向が続くと、悲観論を言うわけじゃありませんけれども、プライマリーバランスの黒字化を達成しても、よっぽど黒字幅が大きければ別ですけども、財政再建というのはもう至難のわざではないかと思つてますが、どうでしょうか。

○与謝野国務大臣 これだけ公的債務がふえますと、自然な姿で財政を健全にすることは非常に難しい。しかも、その中で社会保障費というものがふえ続けるということで、これはやはり国民の御理解を得て、歳出改革も必要ですけれども、歳入改革もあわせて行わないと、成長期待とかインフレ期待とかいうことで財政再建を語つてはいけないだろう、私はそういうふうと思つております。

○池田委員 私も地道な歳入改革は当然必要だと思つてますが、この財政状況を打開するのは生易しいものじゃありませんよ。どうすべきか。何か抜本的な対策というものはお考えですか。

○与謝野国務大臣 そんな手品のような方法は多分ないんだらうと思つております。これは、歳出削減の努力を最大限にする、それから成長政策もさちんとやる、あわせて税制の抜本改革を行つて歳入改革も行いませんと、実際は財政の健全化というものは図れないと私は思つております。ただ、この税制の抜本改革というのは、政治としては大変国民に対して申し上げづらい話なわけ、ここで政治としては悩むところなわけでございます。

○池田委員 これに関連して、消費税の引き上げについて少し取り上げてみたいと思ひます。所得税法改正法案の附則に、消費税を含む税制の抜本改革を行うと明記されていますが、消費税の引き上げの時期は、しからばいつになるのでしょうか。

○与謝野国務大臣 この法律の書き方は、どんなに早くても二〇一一年と。しかも、二〇一一年というよりは、まずは経済が回復してからだということも言つておられますし、それからもう一つは、段階的に実施をしていくんだという、この段階的という意味はいろいろなふう解釈できますけれども、これは、経済にショックを与えない、国民生活に理不尽な打撃を与えないという意味での段階的な実施というふうには私は解釈してしております。

○池田委員 実施に当たつての判断基準として、附則には「景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め」と挙げておられますが、暮れにつくつた、年末につくつた中期プログラムでは、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかどうかを判断基準に挙げておられますね。

比較試算のこのAシナリオでは、一番上段の方であります、二〇一〇年度には実質成長率が潜在成長率を上回ってくる、一・三に対して一・五。

BとCのシナリオでも、二〇一〇年には潜在成長率と同程度になってきます。

そうしますと、潜在成長率という判断基準を重く見れば、二〇一〇年度末までに引き上げの実施を判断して、そして二〇一一年度引き上げ実施ということになると思つてますが、どうですか。

○与謝野国務大臣 実は党内でもさんざん議論があつて、そんな、二〇一一年から引き上げられるはずはないという議論が実は大勢を占めていたというの、正直に申し上げます。全治三年と言つておられるけれども、日本の経済は先のことはわからないんだと。実際の税法を書くときには経済回復ということが書かれておまして、潜在成長力という中期プログラム本体に書かれていることは落とされておられます。

これはなぜかと言いますと、数字だけで判断するんじゃないでしょう、やはり政治として、いろいろ国民の生活、経済の実態、そういうものを総合的に判断して税制抜本改革をお願いするかどうかということをお断するべきであつて、潜在成長力発揮とかやんとかという数字だけで決めるものではない、やはりそこには政治としての総合的な判断が必要ならぬということ、今のようになつておられます。

○池田委員 総合判断ということはお認めになつても、よく総合判断と言つたときは、余り判断基準を示さないでえいやでやるときが多いんですが、ただ、潜在成長率を中期プログラムに明記した、その当否は別として、それをカウントするということとは客観的な指標としては悪くはないですよ。これから類推すれば、私がさつき申し上げたように、一〇年度末に判断して二〇一一年度から実施するということも読み取れるわけですね。ですから、せつかく中期プログラム、年が明けたら忘れたいというんじや困りますので、その辺の判断基準というのをもつと明確にして、実際適用する場合にはよく縦横考へてやらなければいけないと思ひますよ。

それから、消費税の引き上げ率の問題です。

このシナリオ、去年に比べても何通りも、たくさん書いてくれましたけれども、私は可能性からいってこのA、B、Cで大体尽きていると思うんですが、消費税の引き上げ率を5%にするということを中心においている。3%、7%はつけたりですよ。引き上げ率というのは5%を想定しているんですか。

○与謝野国務大臣 いろいろな議論がありましたけれども、そういうことを前提で、5%だろうという予断を持って今の税法改正をお願いしているわけではありません。

ただ、この税制抜本改革をやるときに国会で考えていただかなければならないのは、税率の問題、それから一遍にその税率を実現するのか、段階的に実現していくのかという問題、それから、消費税の世界で、ヨーロッパの例なんかですと複数税率の話があります。こういう、例えば消費税一つとっても、まだ議論が尽くされていない課題はある。これは、実際に消費税を国会で御審議いただくときまでの政府の課題であり、また実際、消費税が国会で議論になるときはそういう問題が課題になるだろうと私は思っております。

○池田委員 今、段階論に言及されましたが、附則では「段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行う」と言っているわけですね。また、比較試算のシナリオでは、毎年度段階的に消費税の税率を引き上げていくというものが多くなっている。

これは、シナリオ作成上そうなったかもしれないんですが、実際の消費税の引き上げというのは段階的に行うんですか、与謝野さん。

○与謝野国務大臣 党内でも、一遍に上げなきゃかえって国民に御迷惑をおかけするという議論と、経済に対する影響をなるべく少なくするためには段階的に上げていくべきだという議論、両方ありました。

実は、この税法に書いてある「段階的に」というのは、税制の抜本改革全体にかかっている言葉でございます。消費税のことだけを言っている

わけではありません。

○池田委員 資料四をごらんになっていただきました。財務省に頼んで、主要国における付加価値税の推移をまとめてもらいました。日本、イギリス、ドイツ、フランス。これはシナリオにあるような段階ではないですよ。例えば、8%をずつとやっていて一五%にして一七・五%にして、ブラウンが今度、果断に二・五%下げた、これはイギリスの例ですけれども。

ですから、今回実施するのは、五年間も逐次上げるという段階論ではなくて、もっと、単年度かあるいは二、三年度とか、どんな形になりそうなんですか。

○与謝野国務大臣 私も党の税調におりましたので、個人的には、一%ずつぐらい上げた方が有権者にしかられていいんじゃないかなんという主張をしたことがあるんですけども、税の専門家からは、与謝野、おまえ、わかっていないといつて、やせせら笑われる。段階的にやっても二段階じゃないか、与謝野が言うみたいに五段階なんというのほとんどないんじゃないかとも言われますし、これはいろいろな見解がある。正直に言っていると思う。

それから、経団連の提言なんかは、一%ずつというような提言もあったり、いや、そんなことない、一遍にほんとかいかなきゃいけないという議論もあって、これはやはり皆様方で御討議いただくことの大事なテーマだと私は思っております。

○池田委員 シナリオにはBのケースを用意してあるんですけどね、二〇一三年度に3%、その後一%ずつと。これは、やはり消費者の行動を予測して考えなきゃいけないと思います。

自民党の方では、先ほどちょっとおっしゃいましたけれども、複数税率を検討すると言っていますが、これはどうなんですか。

○与謝野国務大臣 生活必需品に軽減税率を適用しろという有力な意見がございます。ただ、複数税率というものは技術的に非常に多くの難しさを含んでおりまして、どの水準で複数税率を入れる

ことが合理的かという問題もあって、きょうは主税局長がおりますから、そういう技術的な問題はぜひ主税局長の方に御質問をいただければと思っております。

○池田委員 それは改めてお聞きすることになると思うんですが、

ちよつと与謝野大臣に聞きたいんですけども、この所得税法の附則、大分議論されましたよ。自民党の伊吹元幹事長は、これは税制抜本改革を断行できる法律の整備を一年度までにおくだけのことだ、施行は景気の状態を見て別途法律を出せばいいと言いました。多分与謝野さんの考えと大きく違うと思うんですが、こういうことが伝えられておりますが、与謝野大臣のお考えはどうか、端的にお答えをいただきたいと思っております。

○与謝野国務大臣 伊吹さんのお考えも立派なお考えだと思っております。この法律が意図しているのはそういうことではないと思っております。

○池田委員 こういう大事なことを附則に書くというのがそもそもおかしいので、しかも、解釈といたしますか、それもばらばらでは困ります。やはりちよつとしっかり経済財政運営をやりたいいただきたい。

冒頭申し上げたように、政府経済見通しも甘い、それから麻生総理大臣も危機感がない、そういう点を厳しく受けとめて事に当たっていただきたい。それから、こういうやり方でいくと極めて暗い、いいますか、こういうやり方でいくと極めて暗い、トンネルからなかなか出られない。ブレークスルーがあるはずですから、我々はいろいろ考えていますよ。ぜひその点もよく考えていただきたいというのを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○田中委員長 次に、鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 民主党の鈴木克昌でございます。二十四日に続いて、大臣、またさらに少し御質問をさせていただきます。

問をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いをいたします。

二十四日の委員会で大臣は私に、金融機関の皆さんに集まっていたら、そして中小企業への貸し出しを要請する、そういう場をつくるというお話でございました。その後、ニュースを拜見しますと、銀行側で十八名そして当局側で十四名の、まさに経済関係の皆さんが一堂に会されて、大臣のあいさつから始まって、そういう要請があったというふうには承知しておるんです。

このときにいろいろな意見も出たと思うんですが、その意見をお聞きになって、大臣が率直にどんなふうにお感じになったのか、ちよつと質問外ではありますけれども、お聞かせをいただきたいと思っております。

○与謝野国務大臣 私と二階経済産業大臣、両方も金融界にお願いを申し上げ、それに対して、私は所用がありまして全部の会議に出ておりませんが、後の議事録、議事要旨は全部目を通しました。金融界の皆様方は会議では、我々の要請には積極的にこたえてくださるということ、全銀協も地銀も信金も信組も全部そういうお答えでございましたけれども、実際の金融の現場というのは、やはり厳しいものは残るわけでして、そういうものをよく見ながらやっていかないとだめだな。ただ、我々がお願いした、それに対してきちんと答えてくださった。

それで、そのまま放置しておいていいものかといったら、放置はしておけないと思っております。

○鈴木(克)委員 大臣、ぜひ今後の推移をきちっとまた見守っていただきたいと思います。と同時に、これはこれで終わりますが、その場で、政府による追加の経済対策をぜひひとつ出して、くれ、こういうような要望もあつたやに伺っております。そのことはお伺いしませんでした。やはり今それほど経済全体が大変な状況にあるんだということ、まづ御認識いただいて、質問に入らせていただきたというふうには思います。現在の状況を知る上において、どうしても理解

をしていかなければならない、共通の理解を持たなざるを得ないのは、いわゆるアメリカの状況として世界の状況だというふうに思っています。

そこです、質問に入るに当たって、今回の株価の暴落で世界の損失額というのは一体全体どれくらいになるのか。それから、世界の金融機関の損失額というのは一体全体どれくらいになるのか。これを、いわゆる株価とそれから金融機関、別途にお示しをいただきたい。

と同時に、日本の株価の損失そして金融資産の損失、これも同じように分けてお示しをいただきたいと思えます。

○谷本副大臣 お答えさせていただきます。

まず、世界全体の方です。

まず、金融機関に関してですが、IMFの試算によりますと、今般の金融危機による世界の金融機関等の損失は、本年一月時点の推計で約二兆二千億ドル、日本円で約百九十八兆円と見込まれているものと承知をしております。

次に、株価についてですけれども、サブプライムローン問題が顕在化した一昨年八月と比べて、例えば米国のダウ平均が約四五%、英国のFTSE一〇〇指数が約三九%、ドイツのDAX指数が約四八%下落していると承知をしておりますが、ただ、この株価下落が世界の金融機関全体にどの程度の損失をもたらしているのか、この点については、国際機関等で行われた試算があるとは現時点では承知をしておりますので、その具体的な額を申し上げるのは難しいかと思えます。

次に、日本の場合ですが、我が国の預金取扱金融機関全体における証券化商品等については、直近の調査が二十年の九月末時点になっておりまして、この時点で、保有額全体で約二十二・三兆円ありまして、そのうち実現損の額は約一・八兆円というふうになっております。

また、直近の二十年十二月決算期における株式等の関係損益は、主要行十一行及びこれまで公表を行っている地域銀行百九のうちの百一行、これらの合計で約一・一兆円の損失となっております。

す。

このように、グローバルな金融資本市場の混乱は、金融機関の収益状況に非常に大きな影響を及ぼしておりますが、我が国の金融システムと与える直接の影響は、欧米と比較をした場合には、相対的には限定的であると考えております。ただし、国際的な金融市場の動揺の影響が実体経済に今非常に大きく波及をしておりますので、早目早目に情報収集を行って、きめ細かく金融庁としてもフォローしたいというふうに考えております。

○鈴木(克)委員 どうもありがとうございます。今の額をお伺いしまして、アメリカを初め世界が本当に大変な状況になっているということは共通の認識だというふうに思っています。

そこで、ちよつと大臣にお伺いしたいんですが、余り大臣を責めても申しわけないと思っております。実は家内から余り大臣をいじめないよりに言われておりますので、私は相当遠慮して質問をさせてもらいたいと思っております。

昨年の九月に大臣は、今の経済状況はハチが刺した程度だ、こういうことをおっしゃったわけですね。それで、先ほどもう池田議員が、麻生総理は二月九日に、我が国は他国に比べたら傷は浅いんだということを言われたということでありまして、しかし、今お聞きになったような状況で、相当早い時点で相当厳しい状況というのはわかっておったというふうに私は思うんです。

そこで、具体的に大臣にお聞きするんですが、昨年の九月十七日に、ハチが刺した程度だ、こうおっしゃったわけですね。それからことしの一月九日、まさにハチに刺された程度だろうと今も思っているとおっしゃったわけですね。それでことしの一月二十日に、ハチにもいろいろな種類があつて、死に至るものもある、こうおっしゃったわけですね。二月十六日に、戦後最悪、最大の経済危機だ、こうおっしゃったわけですね。

これは一体全体どういふことなんでしょうか。ということとは、現在、ハチに刺されたということ

で、ハチで例えるならどんなハチに刺されているというふうにお考えでしょうか。

○与謝野国務大臣 信用の世界は、大変だ大変だと言つて本当に大変になつちやうという性質がありまして、私は、九月にリーマン・ブラザーズが破綻したときに大変な衝撃を受けました。ただ、経済財政担当をやつておりましたので、いたずらに騒ぐということとは好ましくないと思つております。蚊に刺された程度とは言わなかつた。やはりそれよりは重傷であるということをおし上げたつもりですけれども、余り大変だ大変だと言つたことは、信用秩序、金融の秩序からいって好ましいことではないと思つておりました。

ただ、リーマン・ブラザーズに対して直接債権を持つているところというのは、そんなに日本は大きくはない。そういう点では、ある程度の傷は受けたけれども致命的なものではなかつたと思つたけれども、やはり、リーマン・ブラザーズ一社が破綻したことによる世界全体の不安の連鎖の広がりのというのは、先生からおしかりを受けるように、不安の連鎖が生じたその大きさというのは、私の想像以上だつたということは素直に認めるところでございます。

○鈴木(克)委員 ハチで例を出されたわけですね。そのときに、蚊ではないと言つたことで状況を理解できるだろうというふうなお話であつたかもしません。

しかし、確かに、いたずらに騒げばいいということではありませんけれども、一国のやはり経済の方向の取りかき取りかきをしていくという立場であれば、例えば去年の九月にハチが刺した程度だと言われて、ことしの一月九日ですよ。先ほどずつとお話がありましたよね。いろいろな数値、データも相当悪いのが出ておつたわけですよ。そのときに、まさにハチに刺された程度だろうと今も思つている。これはやはり、認識に少しずれがあるんじゃないのか。確かに、それは騒いではいけないということかもしれないけれども、私は、このいわゆる半年間の違いについて、これではや

はり実態を十分把握されていないんじゃないのかな、このように思っています。

あえてもう一度お伺いしますが、現在はどれぐらいのハチに刺されたというふうにお思われているんですか。例えば、ゴジラと戦つたのはモスラという大きな、ハチかがかよくわかりませんが、あれぐらいなんですか。国民にわかりやすくひとつ説明していただきたいと思つています。

○与謝野国務大臣 リーマン・ブラザーズから直接受けた傷というのは限定的なものだつたと私は今でも思つております。しかし、リーマン・ブラザーズの破綻によつて広がつた不安の連鎖、これは私の想像以上だつたということは率直に認めているわけでございます。

○鈴木(克)委員 ハチに例えては言いにくいようでありましてこれ以上お伺いしませんが、それとも、私は、金融に関する金融バチなのか、それとも、需給ギャップを埋めていく需給ギャップバチなのかということをお尋ねしたいと思つておるんです。ということは、今、日本の需給ギャップというのは二十兆円ぐらいあるというふうに向つておるわけですよ。これは本当に大変な状況だというふうにお思つております。

これについてもう一度、いわゆる金融と需給、要するに景気ですね、この両方をどのように大臣として見えてみるのか、お聞かせください。

○与謝野国務大臣 最近、経済学者のクルーグマンが書いた恐慌の経済学という本があるんですけども、その本に、先生が言われたように、この状況を脱却するためには、クレジットフロー、すなわち金融の側面と、デMAND、需要の側面と両方一遍にやらなきゃいけない、こういうことを書かれております。その後、いろいろな識者にお伺いしますと、やはりこの両方をやらなきゃいけない。

クレジットフローの方は、政府単独ではできない話で、やはり日本銀行の金融政策に依存するところも非常に大きいのではないかと思つています。日本銀行と政府というのは、その政策が整合的

になるようにしなさいということが日本銀行法に書いてありますので、これからも、金融の側面と需要の側面と両方を考えながら経済運営をやつていかなければならないと思つております。

○鈴木(克)委員　そこで、きょう白川日銀総裁にもお越しいただいておりますので、少し関連でお伺いをしていきたいというふうに思つております。

私は、昨年一月の当委員会で実は当時の福井総裁に、サブプライムの問題で日本経済への影響はどうでしょうか、こういう趣旨の質問をさせていただいたところ、結論から言うと、影響は大きくならないだろうと。ここに議事録がありますので、詳しくはあれすばいいんですけども、流れとしてはそういうことをおっしゃつたわけですね。しかし、その後は御案内のように大変大きく状況が変化をし、悪化をしておるわけでありまして、現在の、いわゆる日銀としての経済状況に対する現状認識、と同時に危機認識というのを御聞かせいただきたいと思います。

〔委員長退席、木村(隆)委員長代理着席〕
○白川参考人　お答えいたします。

今先生が御指摘になりました議事録も、実はけさ方拝見いたしました。

改めて、この一年の経済の変化というのを振り返つてみたいと思つておりますけれども、昨年の一月時点では、アメリカでは景気の減速感が強まってきましたけれども、欧州では景気が続き、新興国も高成長を続けるなど、海外経済は地域的な広がりを持つて拡大していたというふうに判断しております。こうした中で我が国経済も、生産、所得、支出の循環メカニズムが基本的には維持され、緩やかながら拡大を続けているという判断をしております。

しかし、昨年の春以降を見てまいりますと、まずエネルギー、原材料価格が大変に上がりまして、その影響から経済の減速傾向が明らかになってまいりました。

それから、昨年の秋から、先ほど来の話にもございますリーマン・ブラザーズの破綻を契機に、

国際金融市場の緊張度も一気に高まったというところでございまして、その結果、海外経済も、米国だけじゃなくて欧州、新興国の景気減速が明確化し、全体として急速に悪化するに至つたというふうに思っております。

先の認識でございすけれども、日本経済、足元が大変悪化をしております。海外の金融経済情勢の急激な変化を受けて輸出や生産が大幅に減少しておりますけれども、この先も、当面悪化を続ける可能性が高いというふうに見ております。一言で申し上げますと、大変厳しいというふうに見ております。

そうした危機意識を持ちまして日本銀行が行つていける政策の枠組みということで申し上げますと、三点に分かれます。

一つは、政策金利を引き下げること、現在では〇・一％の金利になっております。よく、アメリカはゼロ金利を行っているというふうな言われますけれども、正確に言いますと、今アメリカの金利は、オーバーナイトは〇・二五でございす。日本銀行は、〇・一という金利でオーバーナイトの金利を運営しております。

それから二つ目は、金融市場の安定をしっかりと維持すること、これが一番大事なこと、ございす。この面では、ドル、円両面において潤沢な資金供給を行つて、市場の安定に努めております。

それから三つ目は、CP市場に特に代表されますけれども、企業金融を担う市場の機能が今低下をしております。そうした機能の低下した市場に對して働きかけていく、つまり、CPを買い入れる、あるいは残存一年以内の社債を買い入れる等の措置によりまして、企業金融の支援を行うという形で対応を図つております。

いずれにせよ、非常に厳しい情勢でありますので、日本銀行の使命をしっかりと受けとめて政策をやつていきたいというふうに思っております。

○鈴木(克)委員　現下、大変厳しい状況であるという御認識であります。私は、全くそのとおりだというふうな思つております。

続いて、何点が伺つていきたいと思つておりますけれども、そういう厳しい状況の中で、株価が現在急落をしております。ところが、為替についても異常な円高、若干戻してはおるものの、やはり基本的に異常な円高が続いておるわけですね。

そこで、その円高の原因というのは、円キャリートレードというのがいわゆる逆回転をして、そして円高が生じているというふうな言われておるわけでありまして、実際に円キャリートレードの金額というのはどれぐらいの規模なのか、また、現在どれぐらいの逆回転が起きているのか、そしてまた、逆回転が続くとすれば、まだどこまで、いつごろまで続くのか、その辺の御見解をお示しいただきたいと思つております。

○玉木政府参考人　いわゆる円キャリートレードにつきましては、一般的に、低金利、この場合は円でございますけれども、低金利の資金調達を行つて、それを一時期高金利でありましたドルやユーロ等の通貨で運用するという取引のことを指しますけれども、それ以上の具体的、明確な定義があるわけではなく、さまざま取引形態があつて、その規模や内訳について見方が定まつていないという状況にはないと思つております。

一昨年、二〇〇七年の夏まではかなりの金利差があつたこと、それから為替相場が全体として安定していたことを背景に、リスク感覚がやや低下して、円キャリートレードの規模が拡大基調にあつたと言われてきていますが、その円キャリートレードが二〇〇七年の夏の境に、金融市場の混乱が続く中巻き戻しが起こつたということは、直接的な円キャリーの指標とは言えませんが、例えばシカゴでの円やドルのポジションの変化を見ても、それは明らかだと思つております。

ただし、その規模、あるいは逆回転がまだ続くのかという点について具体的ににお答えするには、円キャリートレードの規模とか内訳とかいう点が非常に明確な定義を要求するものであること、ここで確たることを申し上げることは難しい

と考へております。

○鈴木(克)委員　そういうような御答弁になるのかもしれないけれども、やはり私は、今の円高の状況を考へていくと、この問題は避けて通れない非常に重要な問題だというふうな思つておりますので、さらにひとつ慎重にその動きを追求、調査そして研究をしていただきたい、このことを申し上げておきます。

それでは次に、御案内のように、二月十七日にアメリカ・オバマさんのいわゆる経済対策が通過をいたしました。全部で七千八百七十億ドルですが、日本円で七十二兆円の対策が打たれたわけでありまして、この際ぜひひとつ、この対策の内容をお示しいただきたい、どこまで把握をされてみるのか。

ということは、アメリカの状況が今後どういう手を打つていくのかということは、我が国にとつても非常に大きな関心事だというふうな思つておりますので、例えば減税がどれぐらいなのか、失業保険給付がどれぐらいなのか、高齢者医療補助はどれぐらいなのか、食券給付というのはいくらぐらいなのか、道路補修は幾らか、州政府への教育の支援は幾らか、環境対策は幾らかというふうな形で、具体的にお示しをいただきたい。

そしてさらに、それは、かつて日本がやつてきた施策と比較して、どこがどう同じなのか違うのか、そのところをお示しいただきたいと思つております。

○湯元政府参考人　お答えいたします。

二月十七日、アメリカの財政刺激策としまして、総額七千八百七十億ドル、約七十二兆円の経済対策が発表されております。

この内訳でございますが、まず減税措置、これが約三七％を占めておりまして、二千八百八十億ドル、二十七兆円規模でございます。それから、それ以外の政府支出、これが六三％、四千九百九十億ドル、約四十六兆円でございます。

減税につきましては、詳細な金額を把握するのはなかなか難しいわけでございますが、家計向けの、一人四百ドル、夫婦で八百ドルの支援という

の一千億ドルを超える規模だというふうに、報道等も含めて考えますと、言われてございます。それ以外にも、家計向けに細かな減税が幾つかあるようにございます。

それから、企業向けに設備投資関係の減税、環境関係にかかわる企業向けの減税、こういったもの等々が、合わせて、先ほど申しました二千八百八十億ドルでございます。

それから、歳出の方も、非常に細かい計数はなかなか把握できないのでございますが、大まかに申し上げますと、まずインフラ整備、それから科学技術振興政策費として一千百十億ドル、約十兆円でございます。それから、失業給付、フードスタンプ等々で八百十億ドル、約七兆五千億円、医療関連支出で五百九十億ドル、約五兆四千億円、教育関係で五百三十億ドル、約四兆九千億円、エネルギー対策費で四百三十億ドル、約四兆円ということでございます。

○鈴木(克)委員 大臣、なぜ私がこのアメリカの政策を、我が国は日本だからアメリカとは関係ないというふうにお感じになる方もあるかもしれませんけれども、アメリカがどういう方向を向いて今経済回復をしていこうとしておられるのかというの、やはり我が国にとっても非常に大きな問題なんですね。したがって、アメリカの動向を見ながら、やはり我が国としても一つの進む道というのを、何もまねする必要はないし追従する必要はないけれども、あくまでも、そういうことを参考にしながらか政策、施策をやっていくかといかないんじゃないかなというふうには私は思っております。

これは非常に判断しにくいかもしれませんが、アメリカがやられたこの経済対策や金融対策を見て、今、大臣として、どのような効果がある、どのような効果はやはりちよつと問題じゃないのかなというところをもしお感じになるところがあれば、お示しをいただきたいと思っております。

○与謝野国務大臣 他国の政策を評価する立場にありませんけれども、我が国としては、やはりア

メリカも経済回復に真剣である、また日本も真剣でなければならぬ。これは、日本経済を国民のためによくするというだけではなくて、やはり日本の経済を立て直すということは、世界全体に対するある種の貢献であるという意識を持たなければならぬと思っております。

それから、まねをするというわけではありませぬけれども、例えばアメリカの経済対策の規模というのは、やはり一定のメルクマール、基準という指標に私はなり得るものだと思っております。

それから、もう一つやはり特徴的なのは、環境問題とか、従来の景気対策という、日本ですとすぐ公共事業という方に行つたわけですが、やはりこれは日本が考えなきゃいけない方向性の一部は、アメリカの経済対策の中にも示されていっているのではないかと思っております。

○鈴木(克)委員 一つ特徴は、先ほど一番最初に報告があつたように、減税が約三七%、そして歳出で六三%ということ、これはやはり一つの大きな特色であるというふうに思います。

それと、今大臣がおっしゃつたように、いわゆる従来型でない景気対策というのが積極的に織り込まれているということ、私は、やはりこのところは我が国も注意深く見ていく必要があるのではないのかなというふうに思っております。

また別のところで少しこの議論をさせていただきます。さて、アメリカの話ばかり言つて申しわけないんですけど、今回の経済金融危機でアメリカの経済が大きく落ち込んでおる、これはもう御案内のとおりであります。そして、税収の大幅な減収は当然避けて通れない状況である。○九年度のアメリカの財政赤字というのが一兆六千億ドルというふうには聞いておるんですが、さらに一兆ドルを超えるアメリカの赤字が今後数年間続いているのではないかとこのこと、これは御案内のとおりだと思つております。

し切れないいわゆる国債ですね、これは当然、中国を含めたアジア諸国にも期待をしているというふうにも思つておられるけれども、このアメリカの巨額な財政赤字に対して、日本はどのようにつき合っていくか考えなかつたかということでありまして、そこで、クリントン長官が見えたという、これは日本に最初に立ち寄られたということの裏に、どうもそういうような期待感もあつてお見えになつたのではないかと、総理がお帰りになつたばかりでありますけれども、最初にホワイトハウスに日本の総理が招かれたということも、そういうような期待感があつたことではないかというふうには言われておるわけでありまして、この事実はわかりません。これからまた総理にお伺いをしていくことになると思つております。

私は何が言いたいのかというと、二〇〇三年に我が国は三十二兆円のドルを買ひ支えたんですよね。そういう実績があるわけでありまして。今回のオバマ・麻生会談でどうであつたかというのはいわゆるドルの基軸体制を維持するための協力ということとははつきりしたわけでおるわけですよ。これは言つてみれば、日本はそれなりの貢献をしてくださいよということのあかしではないのかなと私は思つておるわけでありまして。

まずその辺について、今回、クリントンさんが見えた、そしてオバマさんと総理が会見をされた一連のところに、アメリカのある種期待が、ぜひ日本に国債、ドルを買ひ支えてくれというふうな期待感があつたかどうか、大臣はどのようにお感じになっておられますか。

○与謝野国務大臣 麻生総理とオバマ大統領の会談でも、そのような話題には一切触れられておりません。

ただ、現に米国のドルが世界の基軸通貨でありますし、それに取つかわるべきものがないという状況では、やはりドルの価値が維持されるというのには日本にとつても利益であると思つております。

ドルの価値が不安定になるということは好ましいことではございません。

そういう意味では、アメリカ自身が強いドルということを持続するという決意を表明されておりますし、我々としては、世界経済に対して貢献していくという間接的な手法で全体としての現在の世界の通貨制度を維持していく、そういうことだろうと私は思つております。

○鈴木(克)委員 もちろん、表向きには、ドルの基軸体制を維持するため協力を惜しまない、こういうことでもありますが、裏を返せば、今アメリカが必要になつていられる国債発行額というのは二百三十兆、そしてまた財政赤字が百三十兆というふうには今言われておるわけですよ。となると、当然のことながら、日本にその部分の協力要請が必ずや、今あるかどうかは別としても、これは今後出てくるというふうには私は思います。正直言つて、過去の日米関係の流れの中からも。

そうしたときに、日本の経済をそして金融を預かつてみえる大臣として、果たしてどれぐらいまで買ひ支えることが可能なのか、幾らまでなら最大日本が現在買ひ支えることができるのか、当然その辺の腹づもりというか、言われたわけじゃないけれども、まるつきりそういうことを考えずに今後日米の間をやっていくことは私はできないというふうには思つておるんですが、今大臣は率直に、これぐらいなら日本が受けられるんじゃないのかなとか、これぐらい要求があるのかなとか、何かその辺はお感じになつておることはありますか、またお考えはありますか。

○与謝野国務大臣 そういふことは全く考えたこととはありません。

○鈴木(克)委員 しかし、大臣、全く考えたことがないといへば、それは、日本の経済、財政、そして世界のこの状況の中で日本が果たしていくことに対して全く考えていないということを宣言したと一緒ですよ。私は少し納得いきませんね、そのお答えは、いかがですか。

○与謝野国務大臣 どういうふうにも米国が資金調

達されるかということばかりで、そうい
うことが現実になってからそれは考えるべきこと
であり、現時点ではそういうことは
一切考えておりません。

ただ、IMFなどの国際機関、一千億ドルの融
資をするということになりましたが、やはりドル
を基軸通貨とした世界の通貨というものの、決済手
段としての通貨、これに対しては日本は貢献して
いかなきゃならないと思えますけれども、先生が
言われたようなケースについて、私は実際は考え
たこともないと思っております。

○鈴木(克)委員 それは、考えていない人にどう
だと言ってもどうしようもないということかもし
れませんが、私は、やはり考えておくべきだとい
うことを申し上げたいわけです。

ここにもあるように、アメリカの日本厚遇、要
するに厚いものでなしは、ねらいはお金だ、こうい
う記事もあるわけですよ。恐らく国民の多くは、
そうじゃないのかなというふうに通じているわけ
ですよ。経済を、財政を一番操作している、ある
意味では握っている大臣が、全く考えていません
ということ、国会の場でこうして国民の前に言っ
て、本当にそれで通るんでしょうか。

例えば、そういう要求があればそのときにしか
るべく考えます、前回の例はこれぐらいなんだか
ら、これぐらいのことは恐らくあるかもしれない
けれども、何か力強い、いや、全然考えていま
せん、わかりません、これじゃ私は、やはり日
本の経済、金融のかじ取りをお任せするわけには
いかないと思えますが、いかがですか。

○与謝野国務大臣 御忠告がありましたので、頭
の体操はしておきます。

○鈴木(克)委員 わかりました。余りいじめるな
という話でありますので、このぐらいで終わって
おきます。

まず、この事実があるかどうかお尋ねをしたいと
思っています。

○与謝野国務大臣 御指摘のような要請が米財務
省から我が国金融機関に対して行われたとの報告
は、金融機関からは受け取っておりません。

なお、個々の金融機関がそのポートフォリオの
中で運用しているさまざまな資産をどのような形
で保有するのか、または売却するのにかつては、
あくまでも各金融機関の経営判断に属する問題で
あると考えております。

○鈴木(克)委員 それでは、ちょっと聞き方を変
えまして、まず、アメリカの住宅公社債を政府は
どれぐらい持っているのか。そして、日銀さん
にお伺いしたいんですが、日銀はどれぐらい持っ
てみえるのか。その金額をお示しいただきたい。
保有主体、要するに会計面も含めて明らかにして
いただきたいと思っております。

○玉木政府参考人 御指摘の米住宅公社債という
のは、フアンイメイとフレディーマックというア
メリカの機関の発行した債券であると思ってい
ますが、外国為替特別会計は、その運用対象とし
てこれら二機関の発行した債券を保有しております。
ただし、これまでも申し上げておりますように、
個別銘柄の保有状況について詳細をコメントする
ことは差し控えていたと思います。

ただし、我が国全体のアメリカ政府機関債、こ
れは必ずしもフレディーマック、フアンイメイだ
けではなくて、広くエージェンシー債と呼ばれる
ものですが、我が国の米政府機関債全体の保有額
は、これは米財務省が推計して発表しております
で、若干古くなりますが、二〇〇七年六月末時点
で二千二百八十二億となっております。

○白川参考人 お答えいたします。

日本銀行は外貨資産を一定程度持っております
けれども、昨年九月末時点におきまして、米ドル
資金供給オペレーションに係る貸付金を除きまし
たベースで見えますと、約五兆四千億円持っ
ております。

SE、住宅公社債というふうには先生がおっしゃっ
た債券でございますけれども、これにつきまして
は、投資判断を外部の業者に委託しています、い
わゆる外部委託ポートフォリオという形で保有し
ております。

その外部委託ポートフォリオの残高でございま
すけれども、九月末時点では約千四百億円でござ
います。このすべてが米国住宅公社債でもちろ
んございませぬけれども、この千四百億円の中
で個別銘柄をどれだけ持っているかということに
ついては、金融為替市場において無用の憶測を
招くおそれがありますことから、コメントするこ
とを差し控えていただきたいと思います。

○鈴木(克)委員 わかりました。

いずれにしても、要するにアメリカの住宅
問題から今回の金融問題、経済問題というのは端
を発しているわけでありまして、私は、その辺
のところをきちっと把握しておくことが、いわゆ
る対策おくれにならない、早く手を打っていくと
いうことになるのではないかな、こういうこと
でお尋ねをしたわけでありまして。

いざいざにしても、今出された数字というか、こ
れはいろいろと影響もあるかというふうな思いま
すので、この場ではこれぐらいにさせていただきます
たいと思っております。

日銀総裁、御苦勞さまでした。ありがとうございます。
続いて、原油高の話で少しさせていただきます
が、去年の原油価格の急上昇というのは、一人の
トレーダーの売り買いがきっかけだった、この
ように巷間言われております。

現在、金融資産の残高というのが約百六十兆ド
ルと言われておるわけでありまして、そのうちの
約七十兆ドルぐらいが有利な投資先を求めて行き
場を探している、こういうことも言われておるわ
けであります。今後、こうした資本がどのような
動きをしていくのかということをお示しはいた
さず、考えてみるのか、お示しをいただきたいと
思っています。

○湯元政府参考人 お答え申し上げます。

今後の国際的な資金の流れにつきましては、各
国の経済情勢及びその先行きに対する見方、ある
いは各国の当局の政策対応、さらには金利、為替、
株価など市場の動き、こういったさまざまな要因
によって瞬時に大きく変動しているということか
ら、先行きを正確に見通すというのは難しいとい
うふうに考えております。

○鈴木(克)委員 それはそうかもしれませんが、
やはりこれは、本場に一国の経済がぶつ飛ぶとか
ひっくり返るぐらいの大きな流れなんですよ。こ
こをやはりきちっと見て、そして、ある意味で予
測を立てていくということが本場に最も大事
な部分ではないのかな、このように思っております。
それはわかりませんと言ってしまうはそれま
でのことですけれども、恐らくいろいろとやって
はいただいておりますと思えますけれども、この巨額
なお金の動きによって本場に世界が大変な状況も
またあり得ると。

現に、さつき申し上げましたように、一人のト
レーダーの売り買いであれだけの原油の高騰が始
まったというふうな言われておるぐらいなんです
から、ぜひひとつ、その辺の動きを本場にきちっ
と見ておっていただきたいということを申し上げ
ておきます。

最後の質問になるかと思っておりますけれども、大臣、
四月二日にはロンドンで金融サミットが開催され
ますね。これはお出かけいただくということにな
るんじゃないかな、まあわかりませんが、その当
時どんなあれになっているのか先の話であ
りますけれども。

問題は、何が言いたいかということ、先ほど言っ
たように巨額な投機マネーというのがあって、今
いわゆる国際的なルールというのは決められてい
ないわけですよ。食料に行ったり油に行ったり
いうようなことが全く野放しになっておるわけ
ですけれども、やはりこの際、こういった金融サミ
ツトの場で、ある意味では日本が提案をして、こ
ういうような無謀な投機とかこういう野方図なあれ

やはり規制しようというようなことを私は発信していくべきではないかと。

ルールなき自由化というのは再び金融危機を招く危険がある、こういう観点から、大臣が、今現在のような国際ルールというものを考えにたっているのか、お示しをいただきたいと思ます。

○与謝野国務大臣 昨年の十一月十五日に行われた首脳会合では、麻生総理から、一つは金融規制・監督における国際連携の強化、第二は格付会社への規制と監督体制の導入などの提案を行ったわけでございます。

日本としては、こうした提案も踏まえ、金融危機の再発防止のため、市場の透明性の向上や金融のグローバル化への対応など、国際的な場におけるルールづくりへの議論に積極的に参加してまいりたいと思ます。

ただ、ここで注意しなきゃいけないのは、こういう状況になって規制派が物すごく強い立場をとっていますが、規制のし過ぎもだめですし規制のなさ過ぎもだめだということ、どこが中庸であるかということが多分大事なんだろうと思っております。

○鈴木(克)委員 世界の金融資産の規模がどれぐらいなのかということでも私も調べてみたんですが、一京五千兆円ぐらい、一京五千兆円という、ちよつとどれぐらいなのか私も判断がつかないぐらいの金融資産があるんだそうであります。

まさに、この動きによって世界じゅうが大変な渦に巻き込まれたり、ある意味では、うまくいけば、地球環境を含めて本当にすばらしい世界が誕生する可能性もある、それがやはり私は金融という大きなものだというふうに思っております。

くどくなりますけれども、そういう意味で、大臣が今御所管されておる三省庁というのは本当に、まさに重要な部分を担っていただいておりますので、ぜひひとつ、これからもそういう目標で頑張っていただきたい、このことを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○木村(隆)委員長代理 次に、下条みつ君。

○下条委員 民主党の下条みつでございます。大臣におかれましては、午前中から長丁場でございます。また、私も大臣の選挙区の小学校を出ておりますし、祖母の代からのおつき合いです。温かいお答えをいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

まず、私の方からの質問は、財確法についてちよつと御質問をさせていただきたいと思っております。今まで同僚議員を含めて多くの御質問をいただいていると思ますけれども、結局、赤字国債と埋蔵金取り崩しで財源確保を行う法案である、はっきり言ってこういう形だと思すんですね。

そんな中で、八カ月前ですけれども、去年の参議院の決算委員会での額賀大臣が、この積立金については、国債の残高の解消に使わせていただくのが正しい、これは子々孫々のためにツケ回していくものではないと明解にそのときに大臣としておっしゃって、これは議事録にきちっと残っております。

ところが、これは、その後のいろいろな経済環境その他情勢が変化して、当然、二次補正から二十一、二十二年度を含めて繰り入れをしていった、これが現状だと思すんです。そこで、二年後には要するにプライマリーバランスを黒字にしなきゃいけないという政府の目標がありますから、私としては、その目標に対して非常に今厳しくなっちゃったというのが現状だと思すんですね。そんな中で、余り今回の財源確保をやみくもに赤字国債に頼るのもなんだというので、要するに埋蔵金からの財源を一部やってきたように僕たちには思っております。

そこで、何で四兆二千三百五十億なのかという質問をしたいと思すんですが、まず一つは、いろいろなエコノミスト、きょうの午前中も、私

ども同僚議員を含めて参考人の方々からいろいろな意見もいただいたと思すんですが、例えば東北公益文科大学の教授の北沢栄さんという方は、エコノミストで、特会のやみはまだまだ発掘できる、特別会計の毎年の不用額十兆円の大部分は積立金になっており、積立金の適正水準を精査すれば、一般会計への繰り入れは大幅に拡大できるとおっしゃった。また、東大の醍醐聰先生は、「増税なき増収財源としての特別会計剰余金」という論文の中で、一般会計への繰り入れ原資となる十兆円の剰余金は、翌年度繰越額を控除したものであり、繰り越しの実態を精査することで活用可能な純剰余金はさらに拡大するんじゃないか、こういうふうにおっしゃっています。

そこで、まず最初の質問は、プライマリーバランスの黒字化目標があるから一部四兆引って来たよという言い方もできると思すんですが、なぜここで四兆二千三百五十億円という数字が埋蔵金の特会の方から繰り入れになったかの根拠を大臣にお聞きしたい、これが第一の質問です。

○与謝野国務大臣 昨年額賀大臣が御答弁になったとおり、財投特会からのお金はストックからストックへという原則を多分額賀財務大臣が御答弁になったと思すんです。私も、望ましくはそうであるべきだと思っております。今回、いろいろなことを考えて、なるべく国債は出したくない、そういう思いもあって、財投特会の金利変動準備金は使ってもお許しをいただけるお金ではないかという判断をして、国会にお願いをしているわけでございます。

○下条委員 お許しいただける範囲ということであります。そうしますと、大臣、お許しをいただける範囲というのは、総資産が財投特会に約百八十六兆ありますから、その中でこの四兆数千億を使うと、簡単に言えば、今総資産の千分の五十というあれが千分の三十五ぐらいになっちゃうんですね。つまり、使った後は三・五％になる。ですから、その三・五％、千分の三十五になってしまうことを

お許しいただける範囲として継続していくのか、それとも、これは御省がお決めたくなった枠なので、これからも千分の五十を目指してどんどん積み上げていくのか、この二つにまた議論が分かれるわけです。

今おっしゃったお許しいただける範囲というのは、一体、千分の三十五なのか千分の二十なのか、千分の五十まで一、二年で持っていかなきゃいけないか、この方針を大臣にお聞きしたいというふうに思ます。

○与謝野国務大臣 まず、特別会計の中で、見かけのお金があるように見えますけれども、絶対に使っちゃいけないという特別会計があるわけですから、例えば年金特会のように年金としてお預かりしているもの。特別会計の中には使っちゃいけないというお金はいっぱいあります。

この前も質問がございまして、外為特会のお金はどうかと。これは、金利変動よりも為替変動の方がリスクが高いので、為替のレベルが変わりますと、含み益に見えるときもあるし含み損になるときもあるということ、そうやたらと手をつけてはいけない、現に使っている部分もありませけれども。しかし、今回、私がなぜお許ししただけではないかと申し上げたかといいますが、これはいわば金利差から生じたお金でございます。人様からお預かりをしてお金ではないかという意味から、お許しをいただけるのではないかと。

そこで、それではどの程度を準備金としてとおいたらいのかという問題がもう一つあります。準備率の上限は、中長期的な観点から、その水準まで積み立てておけば将来の大幅な金利変動に対しても財務の健全性を保つことができる水準として設定されているものであります。今般の取り崩しによりまして、金利変動準備金は総資産の千分の五十の水準を下回ることになるわけでございますけれども、当面は過去の比較的高い金利の貸付金残高から利益が生じることになりますから、財投特会が債務超過となる可能性はかなり低

したので、この説明をさせていただきます。(下
条委員「わかつている、僕はやってきたからいい
です」と呼ぶ) よろしいですか。

○下条委員 だから、そこに金利スワップを入れ
るんですよ、マチュリティーギャップのところを。
私もアメリカでやっていましたので、ですからこ
こで今技術論を言いたくないんですよ。ですから、
財務省の方はそうやっておっしゃって、マチュリ
ティー、つまり資質のギャップがあるから、それ
を金利スワップをかけるのが民間企業で努力して
いる内容なんでありませう。

私が今言っているのは、本当に、民間でやらせ
ていない、変動準備金はやらせていないわけです
から。民間は調達は一種類とか二種類だけじゃな
いんですよ、幾らでもやっています。ですから、そ
のとき、十三年前にやめさせたのに、なぜ今ここ
で、赤字国債をこつちで発行しておいて、こちら
で積立金をまた積んでいこうとしている姿勢を僕
は非難しているわけです。逆に言えば、必要だつ
たら、そのときに赤字国債を発行すればいいじゃ
ないですか。そういうことです。

三千分の二十四のモンテカルロ法の結果、これ
はちよつと専門的な話になつちやうんですけれど
も、ただ三千通りやつて二十四回だけ赤字になつ
ただけのために、国民の貴重な税金を積み立てて、
こちらで赤字国債を発行して、埋蔵金をさらにふ
やしていくのはおかしいですよと僕は言っている
のであります。大臣のお答えを聞きたいと思いま
す。大臣にです。技術論はもういいですから、大
臣にお伺いします。

○与謝野国務大臣 あるお金を使つても、あるい
は借金してお金を使つても、本質は多分同じだろ
うと私は思っております。

○下条委員 本質は同じということ、ですから
大臣に対しての私の質問は、もうそういう情勢に
なっている中で、これからも特別会計に積み立て
をしていく姿勢が必要なのか、それとも負債とな
る赤字国債の部分について圧縮していく方に使う
べきかの方針を僕は大臣に聞きたいのでありま

す。

○与謝野国務大臣 財投特会がリスクゼロとは判
断できないわけであつて、積み立てられる間は積
立てが生じて別にも不思議ではないと思ひます。

ただ、先生言われるように、お金が必要なき
には使つた方がいいんじゃないか、あるいはそれ
を借金を返した方がいいんじゃないかと。私は、
やはり本筋は、そこで生じたお金は、できればス
トックからストックへということと整理基金に入
れた方がいいということは長年思つておりまし
た。今回は、こういう状況ですから、このお金を
使わせていただくということは許していただける
のではないかとということをお願いしているわけ
でございます。

○下条委員 なかなかお答えいただけないと思
うんですけども、要は、国民の負債を減らしてい
く方を、これは大臣の持論ですよ、やるべきか、
それとも、今ほとんど民間でも行われていない、
そして預託の部分からのお金も相当、おむね払
い戻している、この状況の中で、千分の五十とか、
今三十五になりそうです、これが通れば三十五に
なりますけれども、という部分は、もつともつと
圧縮できますよという提言であります。こはど
う思いますか。

○与謝野国務大臣 もちろん、現に千分の三十ま
下がつちやうなわけです。先生はもつと下げても
リスクはないよということであれば、それも一つ
の重要な考え方ではないかと思つております。

○下条委員 やはり政治家として尊敬すべき回答
の仕方だと思ひますけれども、なかなか返答いた
だけない。まあ、これは押し問答しても、どんど
ん時間がたつちやうなもので。

ただ、私は、これは議事録に残りますのであれ
ですけれども、そろそろ圧縮していいと思ひます
よ。私はそう思う。それと、ここで財務省の方と
議論しても永久に議論の平行線になると思ひま
すけれども、私は、民間にももうそういうのがな
くて過剰引き当てになつていふんだからというこ
とを最終的には申し上げて、次の話に移つていき

たいと思つております。

次は、所得税法の問題にちよつと移らせていた
だきたいと思つておられますけれども、例の住宅ロー
ンの、適用期限を五年延長して、最大控除可能額を
五百万まで引き上げるといふ件であります。

そこで、実際の数字を私がちよつと引つ張つて
きますと、もし自民党が選挙に勝ちたいというの
であれば、やはり最も苦しんでいるサラリーマン
の人たちに一体何がきくんだというのを政策で
持つてくるべきですよ。私はそう思ひます。

それで、住宅ローン減税の適用を今最も受けて
いるのが、年収が五百万から八百万で平均約六百
万円所得層の方です。そして、平均のローン残
高は約千六百万円ですね、それで大体五、六百万
円の年収の人たち、この人たちが僕は最も苦しん
でいると思つております。

それで、政府がおつちやうな今度の新しい
ものについては、二十一年に居住を開始して、ロー
ン残高が五千万以上何だらかんだらと。その一%、
五十万円以上の所得税額が今後十年間継続したら
やつてあげようじゃないかというのを出している
。これはそのまま法律を讀んでいただけなんです
が。

そこで、私は思つておられますけれども、もう一度申
し上げますが、もう選挙は近いわけですよ。あと
半年かわかりませんが、二カ月か知りませんが、そ
ととき与謝野さんが総理大臣になつていられるかもし
れませんが、それはわかりませんが、ただ、私は、最
も苦しんでいるところの懐に手を入れるのが、こ
れは政策の原点だと思つております。

そこで、今度の五千万円以上、それはもう僕は
わかりません。だけれども、一方で、今最も減税を
受けている、要するに、例えば平成十八年に住宅
ローンで家を建てた人の場合は、三千万円を限度
に七年間は一%、その後の三年が〇・五%控除と
いうのが出ていますね、これは今やつていふもの
どうですか、大臣。私に言わせてもらつて、この
部分をもう少し膨らませてあげることの方が、今
おつちやうな五千万円以上が前提で五千万円

というよりもつと、一番苦しんでいる人に効果
的だと僕は思ひます。なぜかといふと、千六百万
で一番苦しんでいる人たちの部分について、最後
の三年が〇・五%ですからね、それで十年間で
から。

大臣も御存じだと思ひますけれども、大体、住
宅ローンを十年で返すのはほとんどないです
よ。短くて十五年ぐらい、長ければ三十年とか二
十年。それを十年ですばつと切つてしまふ。その
ときになつて延長という考え方はあるかもしれま
せんが、私は、その最も苦しんでいるところの住
宅ローン減税こそ、今与謝野大臣が判断すべき部
分じゃないかと思ひます。これはいかがござい
ますか。

○加藤政府参考人 まず、制度の趣旨からちよつ
と御説明させていただきます。

この住宅ローン減税、実は、一般的なまことに個
人の資産形成に対する援助でございまして、税制
としては極めて異例な政策税制でございまして。た
だ、その趣旨は、やはり日本の政策として、持ち
家に対して一定の支援をするという基本的な政
策、これを一つの柱にしております。それで、先
生おつちやうなように、一般的な普通の方が
ローンを組んで持ち家を取つていくところを
アシストするという性格。

それからもう一点は、今回特に大きくそこを拡
大したわけですが、これが結局、住宅というもの
が波及効果の大きい投資でございまして、それ
を拡充することによって経済全体の底上げを図
る。この二つの趣旨が含まれておるわけござい
ます。それで、今回は特に後段の趣旨を重視して、
かなり大型の家をつくる方まで視野に入れた形に
なつております。

先生おつちやうなように、過去の方々につい
の支援ということになりますと、これは住宅を
取得する段階でその方が計画を立ててローンを組
む、その前提としての住宅ローン減税はもう当然
念頭に置いておられるわけでございますから、す
べてその段階で一定の考え方のもとに取得をされ

きよう最後の質問でございますので、よろしくお願いをいたします。

今の日本経済の危機の性格をどのように見るかという点からただしていききたいと思います。

一昨年のサブプライムローンに始まり昨年のリーマン・ブラザーズの破綻、アメリカ発の金融危機というふうに言われますけれども、日本の場合は、金融危機から始まったというよりも、その後の製造業の生産の急激な低下、これが非常に激しいのが特徴だと思っております。

それは、日本経済の構造が、内需というよりもむしろ輸出の側に非常に偏っていた、こういう経済構造に、つまりアメリカへの輸出に依存する形での経済成長といえますか、そういう構造があったためにそのショックが大変大きかった、私はそのように思いますけれども、大臣はどのような御認識でしょうか。

○与謝野国務大臣 先生が御指摘のように、金融危機が直接我が国の不況に打撃を与えたわけではないと思っております。製造業が、特に輸出が不振になったということが引き金で、株価も急落し、すべてがうまく回っていないというのが現状でございます。

それで、多くの方が、内需中心の経済をやれ、こうおっしゃるんですけども、その場合の内需というのが何かというのは、なかなか名案というものはないわけです。ただ、ここ十年間ぐらい賃金が伸び悩んでいるということは事実でありまして、それがやはり、一つの大きな問題ではないかと私は思っております。

○佐々木(憲)委員 日本経済の弱点といえますか一番弱いところが、今大臣もおっしゃいましたように、内需の中の特に賃金を中心とする家計消費、これが大変低迷しているところ、ここに大きな問題があると私は思っております。

お配りした資料を見ていただきたいんです。実質GDPを押し上げている項目ですが、特に民間最終消費支出、これは家計中心であります、それから財貨・サービスの輸出。家計は、GDP

全体の五五％程度を占めているわけですが、GDPの押し上げ効果を見ますと、一九八〇年から八五年、この五年間は、寄与率を取り上げますと五三・二％だったわけですが、これが、輸出を見ますと一八・一％で、当時、八〇年代の前半は家計消費が全体を支えていたことがわかるわけですが、ところが、二〇〇二年から二〇〇七年、この五年間は、民間最終消費支出、この部分が三六％に落ちておりまして、逆に、財貨・サービスの輸出が五七・九％、このように上がっているわけですが、つまり、日本経済の体質が、内需、とりわけ家計が非常に深刻な事態になっている中で、国内に売るよりも外国に売る、とりわけアメリカへの輸出が急増する形で日本の経済そのものが支えられていた。この表はそういうことを意味していると私は思うわけでございます。

なぜこういうことになったのか。これが、根本問題を考える場合大変大事だというふうに私は思うわけですが、一つの要因として、日本の大手企業がこの間非常に力をつけて巨大化したというのが一つであります。巨大化してただ大きくなっただけではなくて、外国に進出をする、とりわけアジアを中心に、いわば多国籍企業という形で進出を始める。このことが、国内の経済にとって大変マイナスの影響をもたらしたのではないかとというのが私の考え方でございます。

私は二年前に、「変貌する財界」という本を出しまして、日本経団連を中心とする日本の大企業の構造というのは、一体どのように変化したのかという分析を統計的にやったことがございます。これによりまして、結論的に言いますと、総資産はこの三十数年間で十倍にふえているわけでありまして、売上高もほぼ同じぐらいふえておりますが、労働者は、大体二倍ぐらいに常用雇用はふえているだけでございます。売上高に占める輸出それから海外生産、この占める比率は一八・七から三九・四％に非常に大きくふえております。つまり、日本の大企業が巨大化すると同時に、輸出と

海外生産、これが非常にふえるという形で、日本の経済が外需依存型に大きく構造的に変わってきた。

しかもその上に、もう一つだけつけ加えますと、大手企業の発行している株式は、この間、外資の占める比率、外資保有が三％程度だったのが現在の三〇％になっているわけですが、つまり、日本の財界、特にその総本山と言われる日本経団連の中核が、アメリカ資本によってかなり株式が押さえられている。これが、今の日本の経済を主導している日本経団連の企業の姿でございます。

そういう状況で一体何が起るかということなんでしょう。アジアに進出をしますと、アジアの労働者の賃金は当然日本よりも低いわけですね、六分の一あるいは十分の一と。それを目指して日本の企業は進出をして、利益を上げようとするわけですが、それが進めば進むほど、日本国内の労働者の賃金というものは、アジアと比べてまだ高いじゃないかと。

つまり、高コスト構造が国内につくられているので、これを何とかしなければならぬ、そういう動きが起ってきまして、そのためには、日本の労働政策を従来より流動化させて、非正規雇用をどんどんふやしていく、そういう方向に労働法制の規制緩和というものが行われて、その結果、今大臣がおっしゃったように、賃金が事実上下げられていくという傾向が生まれた。

私はそのように思うわけですが、大臣はどうお考えでしょうか。

○与謝野国務大臣 やむを得ない部分もあったと思うんですけども、やはりバブルの後始末、あるいは国際競争の中で、日本が生き残るためにはいろいろなことをやらざるを得なかった。しかし、振り返ってみますと、やはり会社経営なんかを、会社は株主のものだというような誤った考え方があったと思うので、やはり会社というものは、そこで働いている人たちの生活のためというところは、基本的な考え方として経営者

は持つていなきやいけない、私はそういうふうに思っております。

もちろん、会社のステークホルダーというのは、従業員でもあるし株主でもあるし、関連企業もあります。しかし、株主を最も重視した経営というのは、日本の風土にはなじみのないものだというのが私の最近の心境でございます。

○佐々木(憲)委員 その点についてはどうも、私も同じ考えで共通する部分があるわけですね。

つまり、日本の巨大企業は、従来は国内の株主が中心だったわけですが、それが、現在は三分の一がアメリカに握られている。そのアメリカ的な発想から、株主の利益をまず優先させない、そういう圧力が当然加わってくるわけですね。そうしますと、株主への配当をまず優先する、労働者の賃金は二の次、三の次になっていく、そういう構造に変わってきたのではないかと。

ですから、私はそこを根本的にもう一度見直す必要があると。つまり、経営のあり方、それから日本の政策の方向というものを、一体だれのためのものでなければならぬのかという点を根本的に考え直していく必要があるのではないかと、そういう時期に今来ているというふうに思うわけでございます。

賃金の押し下げという点でいいますと、これは二年ほど前に「ニ経済白書」ということで出されたものですけれども、これは内閣府の文書ですが、この中ではこう書かれています。「非正規雇用者の賃金は正規雇用者に比較すると相対的に低い水準にあり、企業内で非正規雇用者比率が高まることは平均賃金水準を押し下げることになる。」という形で、今、平均賃金が押し下げられてきた。押し下げられただけではなくて、雇用そのものも切りやすい派遣という形が非常にふえてきた。そのために、今、日本の大手企業を中心とした製造業における大規模な雇用の削減が行われている。

しかし一方で、株主の配当は、上場企業の三分の二は横ばいかあるいは増配なんです。これは

余りにも、ギャップを拡大する方向に行っているのではないかと、私は思うわけでござい
ます。

もう一つの問題は、内需を冷やすという点でい
いますと、家計の負担が重くなったというのがこ
の間の特徴だと思えます。その家計の負担、細か
いことは言いませんけれども、この間、医療にし
る年金にしろ介護にしろ、私が小泉内閣以来の負
担増をずっと調べてみますと、四十六項目ありま
した。四十六項目合わせて十二兆七千億円にな
ります。赤ちゃんからお年寄りまで、一人当たり
十億円ですね。四人家族で四十万円の負担。森内
閣のときになかった負担が小泉内閣以来積み重
なつて、今、年間そのぐらいの負担増になって
るわけです。

この賃金の引き下げと国民に対する負担増とい
うものが、国内の需要を家計中心に押し下げてし
まつて、国内で物が売れないからますます外国依
存、その構造が悪循環として繰り返され、結果と
して、アメリカのあの金融パブルの崩壊のもとで
日本経済の実体経済そのものが直撃を受ける、こ
ういう状況になっているわけです。

そこで問題は、この内需をどう拡大するかとい
う点で、先ほども少し触れられましたけれども、
やはり雇用の安定をどう図っていくか。企業はま
だ内部留保が二百三十兆ほどあるわけです。その
内部留保を、これは全部が現金でももちろんあり
ません。しかし、現金化できる部分はかなりあり
ます。その内部留保を利用して雇用の安定に努力
をする。国は国で、これに対して安定した雇用確
保のための法的な改正を行う。それから、社会保
障その他、生活の不安を解消するための政策を実
行する。これが内需拡大の基本になればならぬ
と思えます。

そういう方向への転換というのが私は一番大事
なことだと思えますけれども、大臣のお考えをお
聞かせいただきたい。

○与謝野国務大臣 経済を活性化させるために、
どの部分で内需が発生し得るかということをしつ

と勉強していきますと、なかなか公共事業もない、
この分野もない、やはり行き着くところは、医療
とか介護とかという社会福祉の分野の内需とい
うものが残された日本の内需ではないか、私は最近
そう思っております。

これはどうやって使えるかというの、また財
源との関係で非常に難しいわけですね、やはり
はり内需を振興する、どこでできるのかといえ
ば、残された分野はそういう分野である。もちろ
ん、雇用対策という分野も一つそうですが、なか
昔のような物の考え方ではいけないのではない
か、今そう思っているわけでございます。

○佐々木(憲)委員 賃金の引き上げというの、
これは労使関係でというのが基本だとよく政府は
言いますけれども、しかし、派遣労働という形態
を転換して、常用雇用を中心とした雇用体系に
変えていく、これは法的な整備も伴って必要な
ことだと私は思いますし、それが行われれば、安
定した雇用に転換していくきっかけになると思
います。

そういう意味で、私どもは、労働法制の抜本的
な改正、特に派遣労働の法制の抜本的な転換とい
うことを要求しているところでございます。九九
年以前に戻せというのが多くの国民の共通の声だ
という点を、ぜひ御理解いただきたいと思いま
す。

結局、日本の大企業は、自分で納税した分の還
付を受けるというのではなくて、実際上、例えば
自動車をつくる場合には膨大な部品が必要なの
ですね。その部品を、下請、孫請、そういう形で
広大な下請業者から調達するわけです。その際に、
下請の単価の中に当然消費税は含まれなければな
らぬわけですね。ところが実際に、力関係で、下
中小企業に対しては、消費税分はまけておきな

さいよ、それはこつちに回さないでくれよ、こ
ういうことをしよつちゅうやっているわけです。

今、そういう形で消費税を親企業に上乗せでき
ない中小企業がたくさんあるわけです。そういう
形で消費税を中小企業に押しつけておいて、しか
し輸出をしたんだから還付は受けますよと。こ
うなりますと、自分の払っていない、つまり他人に
払わせた消費税分の一部の還付をみずから受け
る、こういう部分は、九々、大手企業にとつては、
いわば寝ているお金が転がり込んでくるような
システムでありまして、日本の大企業のかんりの
部分がこういう形で還付を受けているということ
になりますと、これもやはり非常に重大な不平等
な状況ではないかと私は思います。

そこで、数字を確認します。
消費税の国税分だけで結構ですけれども、還付
が一体どのくらいになっているか、特に大手企業、
十億円を超える部分というのはどのくらい金額
なのか、数字がわかりましたら示していただき
たいと思います。

○岡本政府参考人 お答えいたします。
売り上げが十億円を超えている法人の平成十九
年度分の消費税の還付税額は約二兆五千億円、正
確に申しますと二兆四千六百九十九億四千万円と
いうふうになっております。

○佐々木(憲)委員 これは全体でも二兆七千五百
億円。皆さんにお配りした資料を見ていただけ
ばわかりますが、約九割が大企業、十億円を超
える大企業に還付されているわけです。

この九割分というのは大体輸出関連の企業でござ
いまして、具体的に言いますと、次のページを
あけていただきますと、例えばトヨタ自動車だけ
でも、日本最大の輸出企業であります。年間の
還付金額が三千二百十九億円です。ソニーが千五
百八十七億円、本田技研千二百億円、日産自動車
千三百五十七億円、キヤノン九百九十億円、マツダ八
百三十三億円、松下電器産業、パナソニックです、
七百三十五億円、東芝七百六十六億円、三菱自動車工
業六百五十七億円、スズキ五百十八億円。この十

社だけでも、一兆円を超える膨大な消費税の還付
が行われているわけです。

これもかなりの部分が、中小企業に対して、消
費税の負担を自分のところで負担せず押しつけ
ている、そういうやり方をしているところが圧倒
的に還付を受けている、こういう関係になって
いるわけですね。

私は、この消費税の還付の実態というものを大
臣はどのように認識されているのか、または、こ
れをどう是正する必要があると感じておられるの
か、この点をお聞かせいただきたいと思えます。

○与謝野国務大臣 日本の消費税はヨーロッパの
付加価値税に近いものでございますが、諸外国で
も、輸出をした場合には、付加価値税は還付して
いるというのが通常の制度であると思えます。

ただ、消費税分だけまけるというのはいかにも
お行儀の悪い話でございます。これは、実は税
の名前を使った値引き交渉であつて、やはり下請
にいろいろなことのしわ寄せをしているという典
型的な例であると思えます。

我々としては、消費税を導入した当初から転嫁、
特に中小企業がこの転嫁問題で苦しまないよう
にいろいろ周知徹底をいたしましたし、消費税
の名をかりた値引き交渉というのはやはりやっ
てはいけないことだと思っております。

○佐々木(憲)委員 転嫁という点でいいますと、
経済産業省が調査をしたことがありますが。私は今
でもやるべきだと思つていますが、少し前なんです
けれども、転嫁できていない企業が大半半です
よ。それから中小企業の場合は、場合によっては
七割ぐらいの企業が転嫁できていないんです。小
売業で消費者に転嫁できないという場合もありま
すし、それから下請で、親企業からこの分をかぶ
れと言われて負担させられている面もあります
わけでありまして。

その一方で、大手企業の方は、消費税をみずか
ら納めなければならないのにそれをやらない状況
というのが圧倒的に多いわけです。その場合には、

当然その還付を受けたら自分の懐に入れてしまつて、中小企業なんかには配りませんからね。結局、その点、ぼろもうけといひますか、税金を回り回つて懐に入れてしまふ。

この大企業が、今や日本経団連は、消費税をもつと上げなさいと。今、二〇二五年度一七%にするという提案が、経団連が社会保障制度に関連して報告書を出したというんですね。

寝ていて懐に入ってくる消費税分の還付金が、税率が上がれば上がるほどふえていく。こういう今のゆがんだあり方というのは、私は直す必要がある。消費税を上げること自体に私は絶対反対でありますし、こういうものを根本的に見直すということが必要だと思ひます。

最後、大臣、どうですか。

○加藤政府参考人 今、御指摘いただきました輸出免税、還付につきましては、先ほど大臣から答弁申し上げましたように、消費税の基本的な課税のあり方は、これは各国、国際的に共通ですが、消費地で課税することでございますので、前段階、仕入れの段階で負担している税金につきましましては控除する、控除し切れない分は還付するというのは基本だと思ひます。

先生先ほどから御指摘の点は、まさに大臣申し上げましたように、値決めの問題だと思ひます。この問題につきましては、御案内だと思ひますが、下請代金支払遅延等防止法の法律によつて、これは運用も、消費税、地方消費税相当分を支払わないうことにつきましましてはこの法律に違反するといふところで、公正取引委員会の方で事務運営されていふところがございますので、いわゆる消費税といふものを使つた値引きといふことについては、やはり法律上きちつと対応する必要があると考へております。

○佐々木(憲)委員 法律上対応していれば、こういう問題が起こつてこないわけですか。

中小企業は、今のこの経済危機のもとで大手企業にどんなに下請単価をたたかかれていふか。大体、発注そのものが大幅に減らされていふわけですか。

下に行けば行くほど、七割減つた、九割減つた、仕事ゼロだ、こういう状況でありますから、値上げ交渉で消費税分上乘せなんといふのはなかなかできないわけですか。しかも、それをチェックする体制だつて整つていないわけですか、行政の側だつて。そういう中で一方的に押しつけられていふというのが現状なんですよ。

ですから、今大事なことは、そういうことをよく調査して、消費税をただ上げればいいということではなくて、私は消費税は減税した方がいふと思つていふんです、逆に。そういうふうな政策そのものを、やはり発想を根本的に転換して対応すべきだといふふうには私は思つておりますので、今後ともこの議論は続けていきたいと思ひます。

○田中委員長 次回は、明二十七日金曜日正午理事会、午後零時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十三分散会